

令和4年度

図書館年報

柏市立図書館

令和4年度

図書館年報

柏市立図書館

急速な社会経済状況の変化や価値観の多様化などを背景に、いま図書館の社会的役割が問われていると考えます。柏市教育委員会では市民の皆さまと議論を重ね、平成31年2月に、今後の図書館像や運営のための理念や方針を示す「柏市図書館のあり方」を策定しました。今後は、この理念や方針に基づき、その実現に取り組んでまいります。

柏市図書館のあり方

基本理念

学ぶこと(学び)、分かちあうこと(共有)、創りだすこと(創造)を支え、

「ひと」と地域を育みます

背景

- ・多様化する価値観や課題の顕在化
- ・社会経済環境の大きな変化

方針

学び

生涯を通じて学び、生きる力を獲得することを支えます

共有

資料・知識・経験等の共有と学び合いの場を提供し、ゆるやかなつながりを育みます

創造

新しい価値を生み出す創造的な活動を支え、ひとづくり・地域づくりを育みます

子ども

- ・未来を担う子どもたちが幸せに生きる力をつけ支えます
- ・学校と連携し、学校図書館を支えます

つながり

- ・コミュニティ活動の接点となり、ゆるやかなつながりを育みます
- ・公共の担い手やつなぎ手となる人材の活動を支えます

地域

- ・地域を知ることや地域づくりを支えます
- ・地域資料の保存と活用を図ります

理念

学ぶこと、分かち合うこと、創りだすこと支え、「ひと」と地域を育みます

基本方針

1. 学び

生涯を通じて学び、生きる力を獲得することを支えます

長寿社会においては、生涯を通じて学び、必要な新しい知識や技能を習得することが求められます。加えて、予測困難で複雑な社会の中で、図書館は、将来について考えるための情報に触れ、人生の可能性を広げ、生きる力や幸せをつかむ力を養うため、ひとりで学び、他者と学び合える環境を提供します。

2. 共有

資料・知識・経験等の共有と学び合いの場を提供し、ゆるやかなつながりを育みます

図書館は、保有する資料を市民全体で共有することはもちろん、個人がそれぞれ持つ知識や経験を共有する役割や、学び合いと創造的な活動の成果を共有する役割を担います。これらの活動を通じて市民のゆるやかなつながりを育みます。

3. 創造

新しい価値を生み出す創造的な活動を支え、ひとづくり・地域づくりを育みます

多様な資料と市民が持つ様々な情報や知恵が集まる図書館で、人と情報、人と人が出会い、学び合うことで新しい価値を創造することを支援します。そしてこの創造的な活動は「ひとづくり」につながり、生み出される様々な新しい価値は、地域をより良いものにしていくと考えます。

*ここで紹介しました「柏市図書館のあり方」は冒頭の部分のみとなってい
ます。全体版については、次の市ホームページからご覧ください。

<https://toshо.city.kashiwa.lg.jp/about/PDF/management/20190222arikata.pdf>



目 次

1	年表	1
2	令和3年度の図書館利用	8
3	図書館の概要	11
4	サービスの概要	17
5	図書館システム	22
6	図書館の組織	23
7	令和3年度予算	25
8	令和3年度事業概要	27
9	目で見る統計	36
10	統計表一覧	41
11	逐次刊行物について	52
12	法規関係	64
1	社会教育法	64
2	図書館法	76
3	図書館法施行令	80
4	図書館法施行規則	81
5	子どもの読書活動の推進に関する法律	87
6	文字・活字文化振興法	89
7	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	91
8	柏市立図書館条例	95
9	柏市立図書館条例施行規則	97
10	柏市立図書館資料等複製物提供要領	100
11	柏市身体障害者等資料貸出要領	101
12	図書館資料選定会議設置要領	102
13	柏市立図書館団体貸出取扱要領	103
14	柏市立図書館寄贈資料に関する取扱い基準	104
15	柏市立図書館貸出停止基準	106
16	柏市立図書館利用者インターネットパソコン利用規約	107
17	柏市立図書館無線LANサービス利用規約	109
18	柏市立図書館資料収集方針	112
19	柏市立図書館資料除籍基準	115

昭和29年 4月	柏町立図書館設立（柏町公民館に併設）寺村紘二（教育長）初代図書館長兼務となる
	柏町立図書館設置条例公布
	柏町立図書館規則公布
5月	柏町立図書館開館
7月	館外貸出開始
9月	東葛市制施行
11月	東葛市立図書館に改称
	柏市制施行に伴い柏市立図書館に改称
昭和30年 5月	第1回利用者の集い開催
昭和31年 4月	平塚秋司（教育長）図書館長兼務となる 貸出文庫開始
昭和32年 2月	石井清（社会教育課長）図書館長兼務となる
7月	土公民館図書室開館
	富勢出張所内に「富勢公民館図書室」を設置
9月	光ヶ丘出張所内に「光ヶ丘文庫」を設置
12月	県立移動図書館（光ヶ丘ステーション）開設
昭和35年 10月	中央公民館建設委員会結成
昭和36年 4月	田中公民館文庫開始
昭和37年 1月	中央公民館竣工 旧公民館から中央公民館に移転
昭和40年 2月	館報かしわ創刊号発行
4月	斎藤吉永（中央公民館長）図書館長兼務となる
昭和41年 1月	児童図書コーナー開設
11月	県立移動図書館（豊四季団地ステーション）開設
昭和42年 4月	図書寄贈者25名に感謝状贈る
昭和43年 11月	お昼の読書会開設
昭和45年 11月	お昼の読書会主催「市民古典講座」開講
昭和46年 8月	移動図書館「かしわ号」1号車運行
昭和47年 8月	古谷武雄（教育次長）図書館長兼務となる
9月	中央公民館から法務局柏出張所庁舎跡に移転
	移動図書館第2号車を「なかよし号」と公募で決定
11月	野口重利（中央公民館長）図書館長兼務となる

昭和48年 5月	柏市立図書館規則全部を改正
6月	第1回図書館協議会開催
10月	稻飯忠正図書館長就任
11月	日本図書館協会へ柏市における図書館計画の策定を委託
昭和49年10月	柏市立図書館豊四季台分館が開館
12月	新館建設工事着工
昭和50年 4月	近藤三郎図書館長就任
10月	新館建設工事竣工
昭和51年 3月	新館開館(柏プラネタリウム図書館内に開設)
4月	図書選定委員会発足
昭和52年 3月	柏市立図書館豊四季台分館を拡張改装
4月	石井和人図書館長就任
	柏市立図書館資料複製物の提供に関する要綱の制定
昭和53年 4月	鏑木力図書館長就任
昭和54年 5月	柏市立図書館田中分館, 南部分館, 西原分館が開館
7月	読書室の利用を夏季期間中二部入替制とする
昭和55年 3月	図書館業務にコンピュータ導入(委託) オンラインによる貸出開始
4月	峯川喜代治図書館長就任
5月	柏市立図書館電子計算機取扱要綱を制定
	柏市立図書館永楽台分館, 布施分館が開館
10月	県教育功労表彰者として社会教育団体の部で柏市立図書館が受賞
12月	大型移動図書館車「なかよし号」運行開始
昭和56年 4月	視聴覚ライブラリー, 中央公民館へ移管
5月	重度身体障害者への図書郵送貸出開始
昭和57年 1月	柏市立図書館増尾分館が開館
5月	柏市立図書館光ヶ丘分館, 新富分館が開館
6月	移動図書館車の車庫を新設
11月	柏市立図書館規則全部を改正
	ねたきり老人等身体に障害のある人への郵送貸出開始
昭和58年 3月	図書館本館に点字ブロックを設置
4月	柏市立図書館高田分館, 根戸分館が開館
昭和59年 2月	柏市立図書館図書除籍基準を制定
10月	柏市立図書館新田原分館が開館
昭和62年10月	柏市立図書館松葉分館, 藤心分館が開館

昭和63年 4月	鈴木国慈図書館長就任
6月	土南部小学校への学校訪問を開始
11月	柏市立図書館本館に利用者用の端末器「ケンサクくん」を設置
平成元年 1月	図書館の将来像プロジェクトチームが発足
10月	同上プロジェクト「新しい時代の図書館サービスを求めて」を報告 柏市立図書館全職員で構成する、担当別会議を発足 図書館計画施設研究所へ柏市の図書館計画を委託
平成2年 3月	同上研究所「柏市のめざす図書館サービス2001計画」を報告
平成3年 1月	盲人用録音物等発受施設に指定される
3月	第3次総合計画に図書館の整備が位置づけられる 4万冊収容の保存庫を増築
4月	図書館本館で19時までの夜間開館を試行
7月	ブックリスト「よんでみませんか」を市内全小学校へ配布開始
平成4年 4月	大関隆次図書館長就任
10月	本館で夜間開館サービスを実施
平成5年 4月	移動図書館「なかよし号」(三代目)を購入、運行開始
平成6年12月	レコードの貸出終了
平成7年 1月	CDの貸出開始
3月	本館サッシ等取替工事完了
7月	ブックリスト「よんでみませんか」を市内の全児童へ配布開始
10月	除籍図書を市民へ無償で配布する「リサイクルコーナー」を図書館本館に常設
平成8年 3月	OCRからバーコードへ変更完了
平成9年 4月	新中央館建築計画プロジェクトチーム発足
9月	全分館へのブックポスト設置完了
平成11年 4月	立川誠一図書館長就任
6月	新中央館建設予備調査検討委員会を設置
平成12年 3月	(仮称)柏市立中央図書館建設予備調査報告書(案)を作成
12月	本館で排水管工事を実施
平成13年 3月	OPAC(館内用蔵書検索機)の機種入れ替え及び各分館への導入
平成14年 4月	柏市ホームページでインターネットによる図書館蔵書検索システムを開始
5月	ブックスタート事業を開始
6月	本館で空調設備全面改修工事完了
平成15年 9月	移動図書館車「なかよし号」を廃止
平成16年 4月	宮間健図書館長就任 月末の館内整理日を廃止、分館の平日10:00開館開始

平成17年	3月	沼南町との合併に伴い、沼南分館・高柳分館を加えた16分館体制へ
	4月	各分館におけるおはなし会の定期開催への試み開始
	8月	図書館だより再創刊 「てのひら」第一号発行
	10月	ブックスタートパック受け取り 1万組達成
平成18年	3月	旧沼南町域における移動図書館業務を終了
	4月	成島勉図書館長就任 子ども読書活動優秀実践図書館 文部科学大臣表彰
	11月	本館機能強化に係る検討報告書を作成
平成19年	1月	OPAC（館内用蔵書検索機）予約開始
	3月	「新中央図書館・整備基本構想」策定 「柏市子ども読書活動推進計画」策定
	4月	全館祝日開館を開始（以前は沼南地区のみ祝日開館を実施） 9分館を臨時職員のみで運営に
	9月	インターネット予約を開始
	10月	本館内に「シニアライフ応援コーナー」を開設
	11月	第1回図書館まつり開催
平成20年	1月	図書館ホームページの機能向上
	3月	「新中央図書館整備基本計画」策定
	4月	豊四季台分館を除く全分館を臨時職員のみで運営に
	5月	携帯電話用ホームページを開設 沼南分館内に学校図書配達コーナーを設置
	7月	文部科学省委託事業（平成20年度地域の図書館サービス充実支援事業）を柏市図書館サービス充実支援実行委員会（事務局：柏市立図書館）が受託 本館内に「緩和ケアを知る100冊コーナー」を開設
	8月	柏市立図書館こども図書館（沼南庁舎内）が開館
	11月	第2回図書館まつり開催
	12月	ブックスタートパック受け取り 2万組達成
平成21年	1月	学校図書配達コーナーを沼南分館からこども図書館に移設
	5月	文部科学省委託事業「かしわ」版子ども読書ボランティアリーダー育成事業」を受託（事務局：柏市立図書館）
	11月	第3回図書館まつり開催

平成22年 4月	鈴木宏晶図書館長就任
10月	第4回図書館まつり開催
11月	新システム稼働、ホームページ、インターネット予約等の利便性向上
12月	指導課と共に「子ども司書会議」開催
平成23年 3月	東日本大震災の影響で14分館閉館（3月18日～31日）また、本館夜間開館（毎週水・木・金の17時から19時）を9月末まで休止
4月	中山善太郎図書館長就任
10月	第5回図書館まつり開催、「高校生グループ読書バトルINかしわ」開催
11月	ブックスタートパック受け取り 3万組達成
平成24年 1月	国の地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金約800万）を活用して図書館本館2階新聞・雑誌コーナーを中心にリニューアル実施（1階CD架、参考資料室内の書架増設） 本館内に「闘病記文庫」を開設
4月	プラネタリウム事業を中央公民館から移管
6月	柏市子ども読書活動推進計画（第二次）策定 オンラインデータベース提供開始
10月	第6回図書館まつり開催
11月	「市内中学・高校生知的書評合戦（ビブリオバトル）」開催 「市内大学図書館見学ツアー及び知的書評合戦（ビブリオバトル）」開催
平成25年 2月	本館1階リニューアル実施（LED化、正面玄関前改修、児童室非常口新設、登録・相談コーナー新設、読書席増席等） 市内高等学校図書館担当者意見交換会開催
8月	リサイクル本市開催（第7回図書館まつり中止により単独開催）
12月	「市内中学・高校生知的書評合戦（ビブリオバトル）チャンプ本賞」等市内書店POP展示開催
平成26年 3月	柏市立図書館条例施行規則一部改正
4月	長妻敏浩図書館長就任
7月	柏市立図書館条例施行規則一部改正の一部改正
10月	第8回図書館まつり開催 貸出延長サービス実施、貸出停止実施 本館リニューアル実施（エレベータ改修）
平成27年 3月	本館リニューアル実施（高圧受変電設備取替）
4月	司書有資格者による「司書補助員」採用開始
7月	本館会議室を読書席に一時開放開始
9月	第9回図書館まつり開催
11月	図書館システム機器入替え実施、スマートフォン用ホームページを開設
12月	柏市立図書館条例施行規則一部改正

平成28年	4月	諏訪部正敏図書館長就任
	5月	市民読書交流会試行実施
	7月	市民読書交流会開催
	8月	レファレンス協同データベースへの登録開始
	12月	ティーンズコーナー設置（本館こどものへや内） 本館リニューアル実施（本館外壁塗装及び屋上防水工事）
平成29年	1月	リサイクル本市開催（第10回図書館まつり中止により単独開催）
	3月	郷土行政資料電子化開始
	4月	小池久美子図書館長就任
	7月	夏休みしらべものカウンター設置
	10月	第10回図書館まつり開催 南部近隣センター市民ワークショップ開催（全6回、翌年7月まで） ブックスタートパック受け取り 5万組達成
平成30年	3月	学校図書館支援図書購入
	5月	郷土行政資料電子化資料図書館ホームページにて公開開始
	6月	本館1階多目的トイレにベビーチェア及びベビーシートを設置
	10月	第11回図書館まつり開催 豊四季台分館改修工事（床修繕）
	11月	空調の取り換え工事（本館11月～12月）
平成31年	1月	本館1階トイレ改修工事（温水洗浄器付便座化）
	2月	「柏市図書館のあり方」策定
	3月	空調の取り換え工事（豊四季台分館）
	4月	本館改修工事（階段手摺取り付け） 橋本賢一郎図書館長就任
令和元年	6月	本館エントランスにテラス席の設置を試行（翌年2月までに全4回実施）
	7月	マンデーライブラリーラボ開催
	10月	ドキドキ縄文体験 in 図書館開催 台風19号により臨時休館（10月12日～13日午後1時） 第12回図書館まつり開催
	11月	市内大学知的書評合戦（ビブリオバトル）開催
	12月	市内高校生知的書評合戦（ビブリオバトル）開催 中学生おすすめ本展示プロジェクト開催
令和2年	2月	第1回交流型講演会開催 新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、本館夜間開館中止、おはなし会等のイベント、プラネタリウム、会議室の貸出、閲覧席の間引き、短時間利用への協力を実施 *

3月	全館臨時休館（3月2日から）*
5月	南部分館のリニューアルオープン（5月7日から） 『柏のむかしばなし』の読み聞かせ動画を配信 返却資料の隔離措置開始 *
	臨時休館中の利用可能サービスを図書館ホームページでの資料検索・予約利用状況 照会等のみに限定 *
6月	6月9日から制限付き開館（本館夜間開館、おはなし会等のイベント、プラネタリウム、会議室の貸出を除く）*
8月	おびコレ2020開催（本館8月、分館12月）
9月	本館2階（参考資料室・読書席）Wi-Fiサービス開始
10月	中学生知的書評合戦（ビブリオバトル）をオンラインで開催 図書館システム入替に伴い臨時休館（10月19日～11月2日）
11月	図書館システムの更新（11月3日から） 図書館ホームページリニューアル 「はやぶさ2」に関する展示（柏プラネタリウム研究会連携事業） おはなし会の一部再開（豊四季台、田中、布施、藤心（にじいろ）、高柳）*
12月	「みんなが選ぶ絵本30選展」（柏インフォメーションセンター連携事業）
令和3年 1月	新型コロナウィルス感染症の再拡大のため、おはなし会を全館中止 *
	ららぽーと柏の葉北館に図書返却ポストを設置 高柳分館に地域情報コーナー（歴史・市民活動）を設置
3月	柏市立図書館資料収集方針の改訂
4月	五津和則図書館長就任 小学生新聞等を全館に配架（分館は1紙、本館は全5紙） 「ふるさと柏のむかしばなしマップ」巡回展示
6月	県民の日、地域資料の一斉展示 6月23日から本館夜間開館再開 *
8月	増尾分館に「高島野十郎コーナー」（地域情報コーナー）を設置 マンデーライブラリーラボ開催
10月	おびコレ2021開催（本館8月～9月、分館9月～10月） 返却資料の隔離措置終了 *
令和4年 1月	中学生知的書評合戦（ビブリオバトル）をオンラインで開催 *
	おはなし会を再開 *
2月	永楽台分館に「只見町情報コーナー」（地域情報コーナー）を設置

* : 新型コロナウィルス感染症拡大防止に関する対応

2 令和3年度の図書館利用

総貸出冊数 (個人)



1,813,164 冊

総利用者数 (個人)

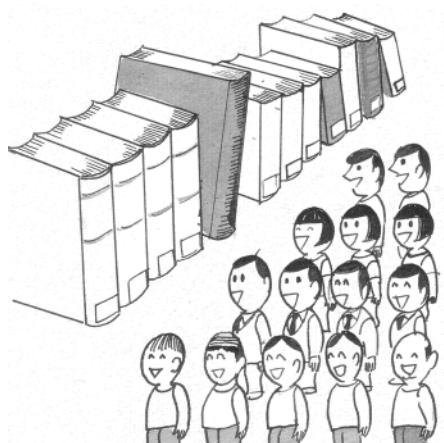


565,968 人

市民1人当たりの貸出冊数

貸出冊数(個人)

人口

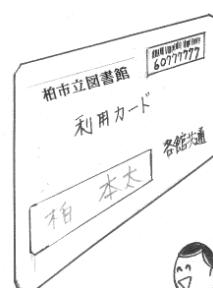


4.2 冊

登録率

登録者数(個人)

人口

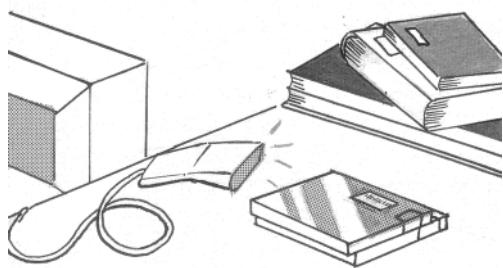


15.4%

貸出1回当たりの利用冊数

貸出冊数(個人)

利用者数(個人)

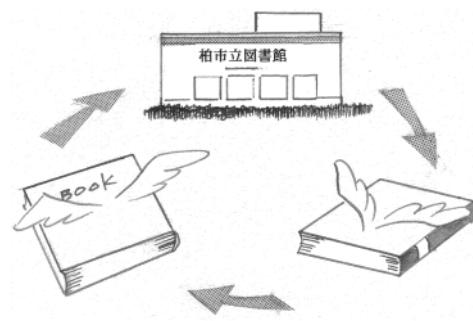


3.2 冊

蔵書回転数

貸出冊数(個人)

蔵書冊数



2.1 回

市民1人当たりの蔵書冊数

蔵書冊数

人口



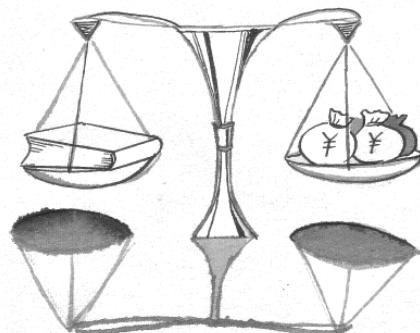
2.0 冊

市民1人当たりの資料購入費

資料購入費

人口

(決算ベース、資料購入費に図書以外も含む)



144 円

指標の変遷（直近5年間）

項目	年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口(各年度3/31付) (人)		422,385	426,224	431,295	434,734	431,203
総貸出冊数(冊)		1,981,399	1,958,370	1,777,019	1,367,400	1,813,164
総利用者数(人)		644,053	641,685	583,991	440,726	565,968
市民1人当たりの貸出冊数(冊)		4.7	4.6	4.1	3.1	4.2
登録率(%)		18.8	18.1	17.3	17.0	15.4
貸出1回当たりの利用冊数(冊)		3.1	3.1	3.0	3.1	3.2
蔵書回転数(回)		2.2	2.1	1.9	1.6	2.1
市民1人当たりの蔵書冊数(冊)		2.2	2.1	2.1	2.0	2.0
市民1人当たりの資料購入費(円)		140	132	136	134	144

* 単位及び算出式は前頁のとおり

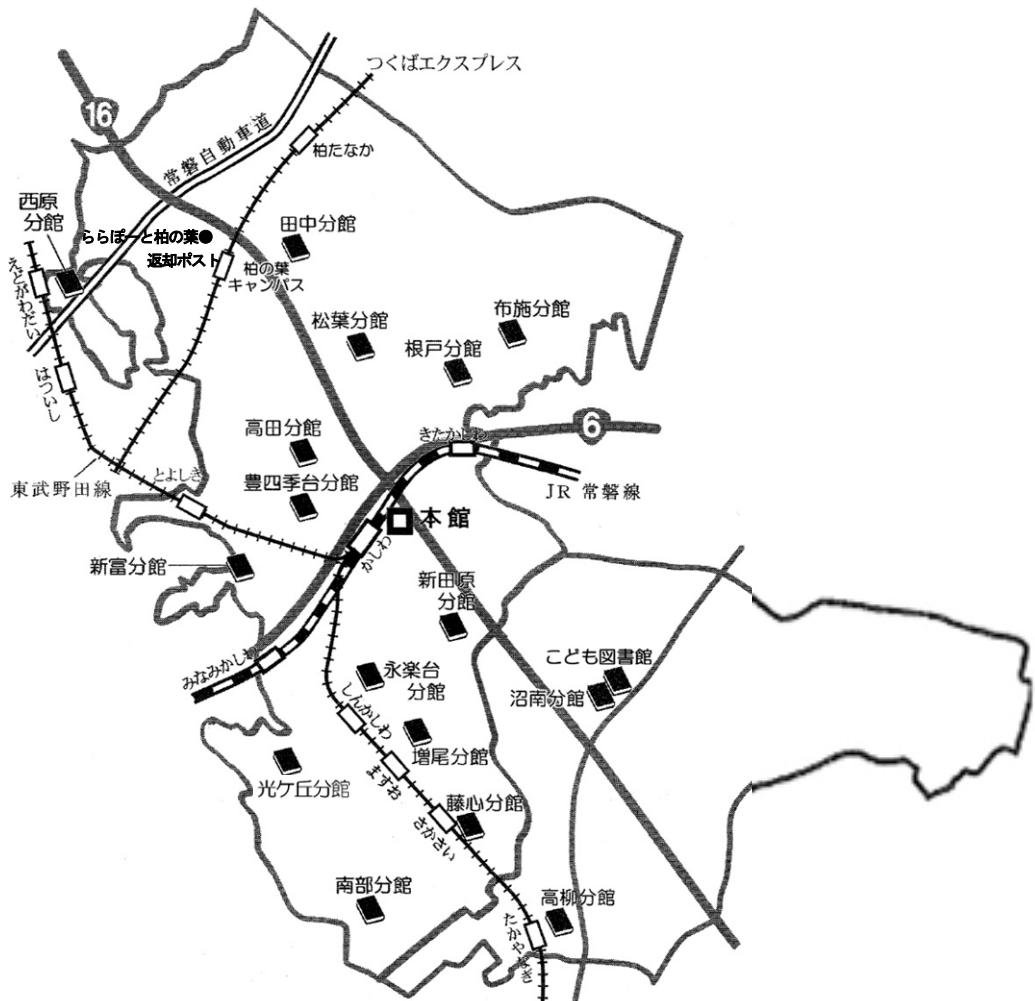
3 図書館の概要

柏市の図書館は、昭和29年4月、当時の柏町公民館に併設された「柏町立図書館」に始まる。同年9月には、市制施行により「東葛市立図書館」となり、更に同年11月には、市の名称変更が行われ「柏市立図書館」となった。

昭和40年代に入ると、柏市は東京のベットタウンとして人口が急増したため、社会基盤の充実の一環として、日本図書館協会に図書館計画の策定を委託し、図書館網の整備に着手した。

昭和49年度には、豊四季台分館が開館、続く昭和50年度に現在の本館が竣工した。その後、昭和54年度から昭和62年度にかけて13館を設置し、現在の図書館運営の基盤となる図書館網計画が完成した。

平成17年3月には、沼南町との合併により2つの分館が加わり、本館と16分館の体制となった。さらに、平成20年8月には、沼南庁舎1階を改修し、17番目の分館として「こども図書館」が開館した。



(1) 施設の概要

ア 本 館 (敷地面積 2,234 m²)

階 別	名 称	面 積 (m ²)
地 階	事 務 室	208.53
	作 業 室	21.81
	連 絡 車 車 庫	32.16
	保 存 書 庫	97.60
	郷 土 資 料 保 存 庫	12.30
	倉 庫	28.60
	マイクロ複写室 暗室	19.58
1 階	機 械 室 等	50.00
1 階	児 童 貸 出 室	132.86
	一 般 貸 出 室	467.59
2 階	参 考 資 料 室	146.88
	プ ラ ネ タ リ ウ ム 室	67.86
	読 書 室	108.90
	会 議 室 (1)	36.63
	会 議 室 (2)	48.90
屋 上	休 憩 コ 一 ナ 一	10.80
屋 上		35.11
そ の 他		478.89
合 計		2,005.00
開館年月日		S 51. 3. 2

*その他別棟保存庫 200 m²

イ 分 館

分 館 名	面 積 (m ²)	開館年月日
豊 四 季 台 分 館	198	S 49. 10. 22
田 中 分 館	172	S 54. 5. 1
西 原 分 館	105	S 54. 5. 1
南 部 分 館	264	S 54. 5. 1
布 施 分 館	196	S 55. 5. 21
永 樂 台 分 館	132	S 55. 5. 21
増 尾 分 館	168	S 57. 1. 12
光 ケ 丘 分 館	187	S 57. 5. 19
新 富 分 館	165	S 57. 5. 14
高 田 分 館	137	S 58. 4. 16
根 戸 分 館	118	S 58. 4. 12
新 田 原 分 館	110	S 59. 10. 6
松 葉 分 館	205	S 62. 10. 3
藤 心 分 館	147	S 62. 10. 17
沼 南 分 館	380	S 53. 4. 1
高 柳 分 館	127	H 7. 5. 10
こ ど も 図 書 館	473	H 20. 8. 8

(2) 各館案内

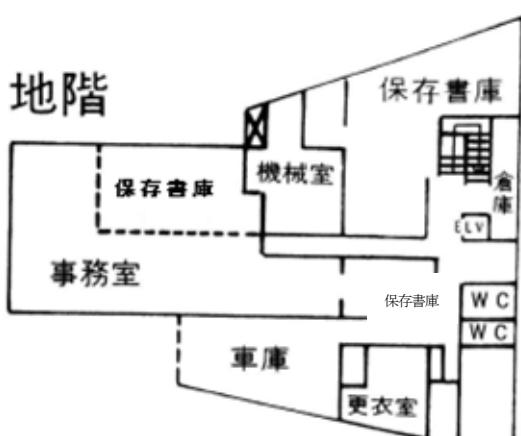
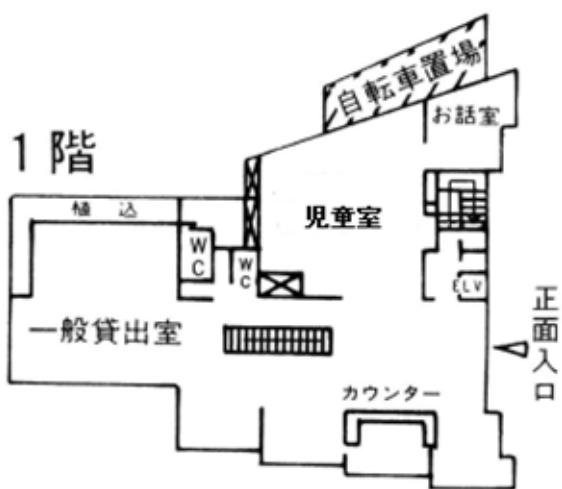
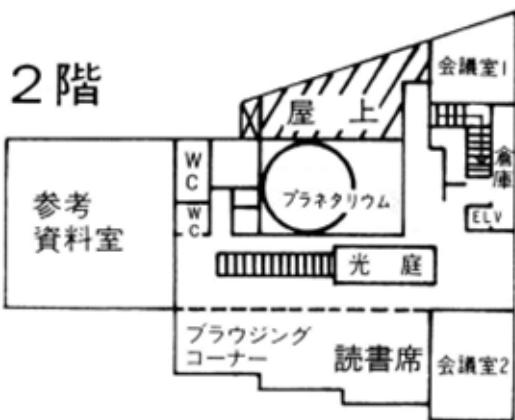


ア 本 館



工 事 概 要

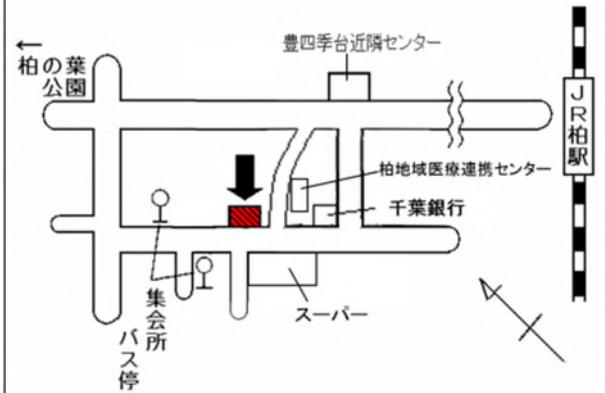
建築面積	709 m ²
延床面積	2,005 m ²
着工	昭和49年12月21日
完成	昭和50年10月31日
工費	3億1,800万円
設計	株式会社和設計事務所
施工	戸田建設株式会社
蔵書収容能力	約15万冊



イ 分 館

①豊四季台分館

〒277-0845 柏市豊四季台1-1-111 Tel 04(7145)9546
柏駅西口より、豊四季台回地循環バスで「団地センター前」下車
徒歩2分



②田中分館

田中近隣センター内

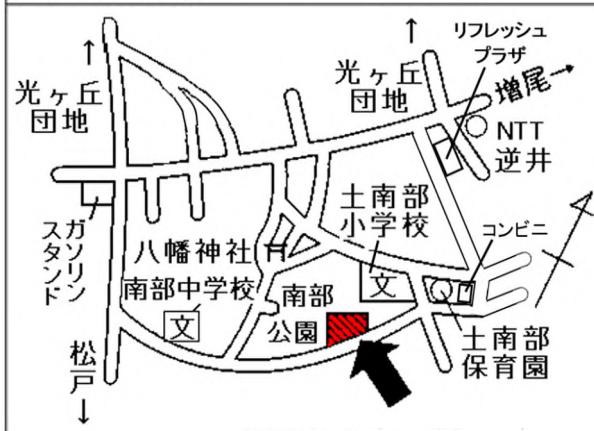
〒277-0813 柏市大室249-1 Tel 04(7134)2546
柏駅西口より、柏たなか駅行きまたは、市立柏高校行きバスで「大室」下車、徒歩2分もしくはTX柏たなか駅より徒歩15分、または柏駅西口行きバスで「大室」下車徒歩2分



③南部分館

南部近隣センター内

〒277-0044 柏市新逆井2-5-13 Tel 04(7172)9194
新京成線五香駅東口より、柏陵高校行きバスで「近隣センター」下車、徒歩1分



④西原分館

西原近隣センター内

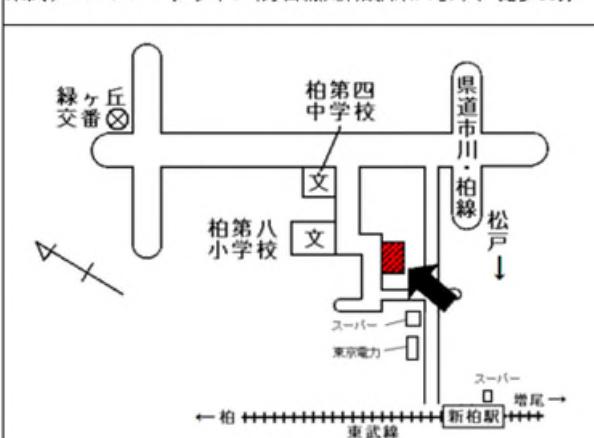
〒277-0885 柏市西原3-2-48 Tel 04(7152)9898
東武アーバンパークライン(野田線)江戸川台駅東口より、徒歩13分または江戸川台駅東口より、流山おおたかの森駅東口行きバスで「西原近隣センター前」下車、徒歩1分



⑤永楽台分館

永楽台近隣センター内

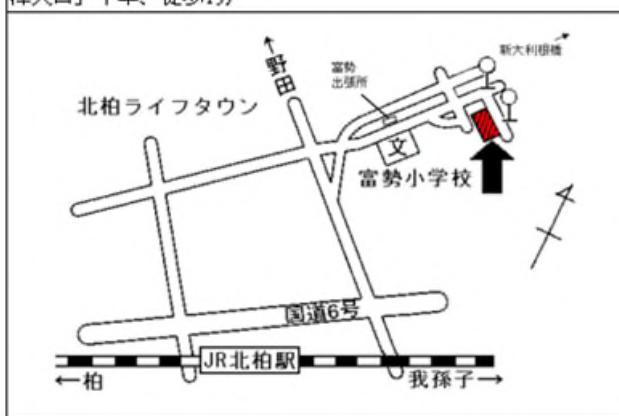
〒277-0086 柏市永楽台2-11-25 Tel 04(7163)1232
東武アーバンパークライン(野田線)新柏駅東口より、徒歩10分



⑥布施分館

布施近隣センター内

〒277-0825 柏市布施1196-5 Tel 04(7132)8193
柏駅西口より、三井団地行きまたは布施行きバスで「土谷津入口」下車、徒歩1分

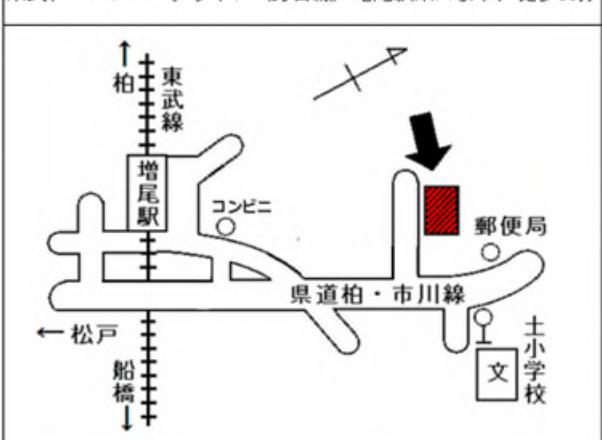


⑦増尾分館

増尾近隣センター内

〒277-0033 柏市増尾3-1-1 Tel 04(7172)9193

東武アーバンパークライン（野田線）増尾駅東口より、徒歩10分

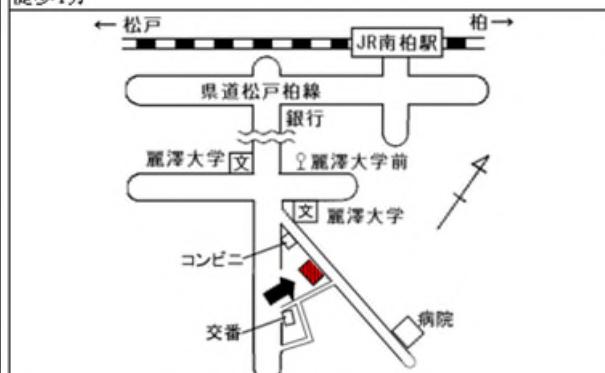


⑧光ヶ丘分館

光ヶ丘近隣センター内

〒277-0062 柏市光ヶ丘団地200-5 Tel 04(7175)3746

JR南柏駅東口より、酒井銀行行き、増尾駅行きまたは南部クリーンセンター行きバスで「麗澤大学前」下車、徒歩1分

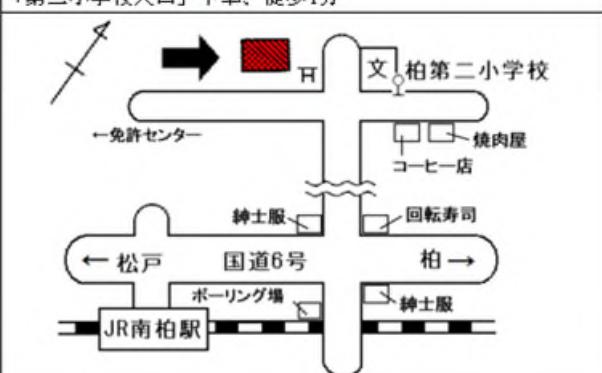


⑨新富分館

新富近隣センター内

〒277-0863 柏市豊四季945-1 Tel 04(7147)2690

柏駅西口より、免許センター（八木中学校）行きバスで「第二小学校入口」下車、徒歩1分

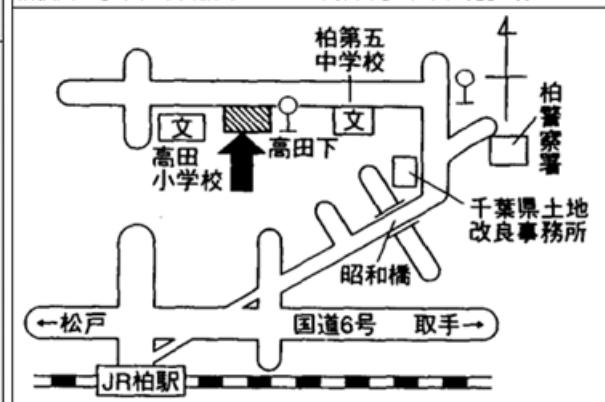


⑩高田分館

高田近隣センター内

〒277-0861 柏市高田693-2 Tel 04(7147)2440

柏駅西口より、市内循環バスで「高田下」下車、徒歩1分

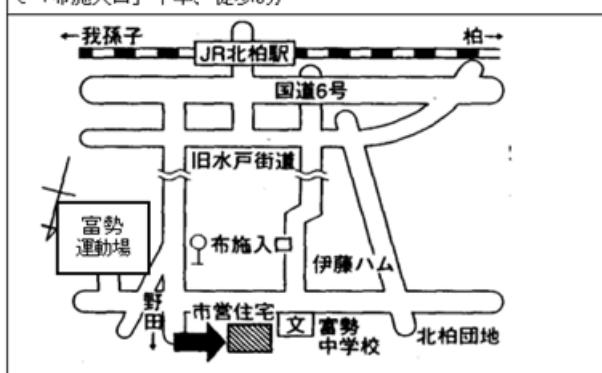


⑪根戸分館

根戸近隣センター内

〒277-0831 柏市根戸467 Tel 04(7131)6053

柏駅西口より、三井団地行き、布施行きまたは野田方面行きバスで「布施入口」下車、徒歩5分

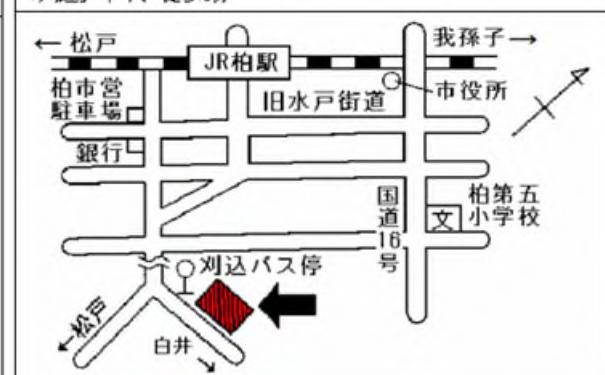


⑫新田原分館

新田原近隣センター内

〒277-0017 柏市東柏2-2-15 Tel 04(7167)1298

柏駅東口より、布瀬・小野塙台行きまたは沼南車庫行きバスで「刈込」下車、徒歩3分



⑬松葉分館

松葉近隣センター内

〒277-0827 柏市松葉町4-11 Tel. 04(7134)0046

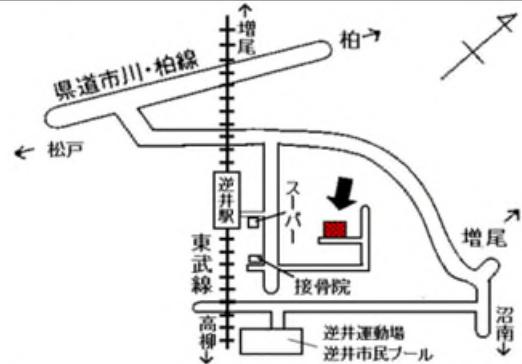
JR北柏駅南口または柏の葉キャンパス駅東口より、ライフタウン循環バスで「松葉中学校前」下車、徒歩3分

**⑭藤心分館**

藤心近隣センター内

〒277-0034 柏市藤心4-1-11 Tel. 04(7175)4946

東武アーバンパークライン（野田線）逆井駅より、徒歩10分

**⑮沼南分館**

ひまわりプラザ(沼南近隣センター) 3階

〒277-0922 柏市大島田440-1 Tel. 04(7192)1115

柏駅東口より、東武バスで手賀の丘公園・小野塚台・沼南車庫・布瀬行き「大木戸」下車、徒歩5分

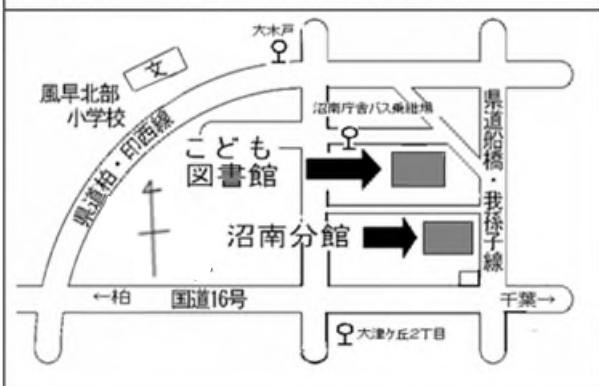
阪東バスで大津ヶ丘団地行き「大津ヶ丘2丁目」下車、徒歩5分

⑯こども図書館

沼南庁舎1階

〒277-0922 柏市大島田48-1 Tel. 04(7108)1111

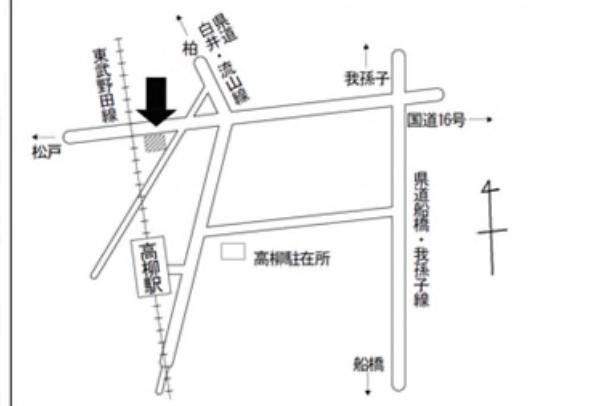
柏駅東口より、手賀の丘公園・小野塚台・沼南車庫・布瀬行きバスで概ね9時台～18時台は「沼南庁舎バス乗降場」下車、徒歩1分。上記以外の時間帯は「大木戸」下車、徒歩2分

**⑯高柳分館**

高柳近隣センター内

〒277-0941 柏市高柳1652-10 Tel. 04(7193)1160

東武アーバンパークライン（野田線）高柳駅より、徒歩8分



4 サービスの概要

1 開館時間

(1) 本館

午前 9時30分～午後5時（火・土・日曜日、祝日・休日）

午前 9時30分～午後7時（水曜日～金曜日、ただし祝日・休日は除く）

(2) 分館 ((3) に挙げる分館を除く)

午前10時00分～午後5時（火曜日～日曜日、祝日・休日）

(3) 沼南分館・高柳分館・こども図書館

午前 9時30分～午後5時（火曜日～日曜日、祝日・休日）

2 休館日

(1) 月曜日（祝日を除く）

ただし、第3月曜日が祝日に当たる場合は、分館は休館（豊四季台分館及びこども図書館を除く）

(2) 年末年始（1月1日～4日、12月28日～31日）

(3) 特別整理期間（蔵書の点検を実施するため、年間14日以内。実施日は各館による。）

3 図書館資料の貸出し

(1) 登録制

登録ができるのは、原則として柏市内に在住、在勤、在学しているかた、または柏市と隣接する我孫子市・印西市・鎌ヶ谷市・白井市・流山市・野田市・松戸市に住んでいるかた。

登録申込時に、住所・氏名を確認できるもの（運転免許証、学生証など）が必要。

(2) 利用カードの発行

登録は本館及び各分館の窓口で可能。登録館以外でも利用可能。

(3) 貸出冊数

図書及び雑誌は、1人10冊まで。

視聴覚資料（CD、DVD等）は、合わせて2点まで。

* CD・カセットテープは本館、CD・DVD・ビデオテープは沼南分館に配架。

* 最新号の雑誌は貸出し不可。

(4) 貸出期間

2週間以内。

ただし、返却期限日を過ぎていない資料で、リクエスト（予約）の入っていない資料は、1回に限り貸出期間を手続きの日から、2週間延長可能。

*返却期限日を4週間過ぎても返却していない資料がある場合、新たに貸出しを受けること及び借りている資料の貸出しを延長することはできない。

4 リクエストサービス

(1) 予約

所蔵の資料が貸出中のときは、O P A C (館内用蔵書検索機)・インターネット端末 (パソコン、スマートフォン) から予約が可能。インターネット端末からの予約は、市内在住・在勤・在学のかたに限る。予約点数は、図書・雑誌は10点まで、視聴覚資料は2点まで。

(2) リクエスト

未所蔵の図書・雑誌は、市内在住・在勤・在学のかたに限り、リクエスト (購入検討依頼・相互貸借の対応依頼) ができる。視聴覚資料及びマンガは、リクエストはできない。

5 相互貸借

県内の公共図書館 (県立図書館を含む) 及び国立国会図書館から資料を取り寄せ、提供 (雑誌の相互貸借は県立図書館を除く公共図書館からのみ、視聴覚資料は提供不可)。

6 レファレンス

(1) 場所

主に柏市立図書館本館 2階 参考資料室

(2) 参考資料室概要

ア 調査研究用資料として参考図書、各種百科辞典、各国語辞典、政府刊行物 (白書、官報)、統計書、年鑑、新聞縮刷版、地図、法令集などの配架。

イ インターネット閲覧のできるパソコン (本館参考資料室2台、こども図書館1台) を設置。オンラインデータベース (朝日新聞クロスサーチ・フォーライブラリー (朝日新聞)、ヨミダス歴史館 (読売新聞)、日経テレコン21 (日本経済新聞)、官報検索情報サービス) と国立国会図書館デジタルコレクションの検索、閲覧が可能。利用時間は1回30分。

ウ 郷土行政資料の収集を行い、以下のコーナーを設置している。

(ア) 郷土資料コーナー

千葉県内の市町村誌及び行政資料などを配架。

(イ) 柏の資料コーナー

柏市に関する歴史、統計、行政資料などを配架。

(3) 補助的設備

本館の参考資料室及び2階読書席では、パソコン・スマートフォン等を持ち込んでの調査研究を支援するため、無線L A Nインターネット接続サービス (無料公衆W i – F i) を提供。こども図書館では、インターネット閲覧のできるパソコンを設置。利用時間は1回30分。

7 障がい者サービス

(1) 図書等郵送サービス

柏市立図書館条例施行規則第12条に基づく、来館が困難なかたに向けたサービス。

ア 対象者

(ア) 重度身体障がい (公職選挙法に基づく在宅投票が認められる程度の障がい) のかた

(イ) ねたきりの状態が続いているかた、介添えがなければ日常生活が著しく困難なかた

(ウ) 教育委員会が特に必要と認めるかた

イ 利用

- (7) 登録制。
 - (イ) 図書・雑誌は、10点（大活字本を含む）まで、視聴覚資料は各3点まで。
 - (ウ) 貸出期間は、1か月。
- (2) 大活字本
本館1階及び2階シニアライフ応援コーナーに設置。
- (3) 録音図書の貸出し
視覚障害のかたを対象にした、録音図書（テープ）、朗読テープの貸出し。
 - ア 貸出点数
3点まで（録音図書以外の視聴覚資料もこの貸出枠に含む）。
 - イ 貸出期間
1か月。

8 児童サービス

- (1) おはなし会
児童を対象にした読み聞かせ。本館・各分館では、定例のおはなし会の他、子どもたちの長期休暇の時期に合わせて「夏休みおはなし会」、「クリスマスおはなし会」等を実施。
- (2) ブックリストの作成
毎年夏休みの時期に「よんでみませんか」を発行。小学校の低学年向け、中学年向け、高学年向けの3種類のリストを作成し、市内小学校の全児童へ配付。
- (3) ブックスタート
ブックスタートは、乳幼児の健全な成長を図るため、親子が肌のぬくもりを感じながら、子どもに絵本を使った「ことばかけ」をすることで親子の絆をつくることの大切さを伝える事業。平成14年にスタートし、現在も、関係各課が連携し、1歳6か月児の健康診査の会場で、市が購入した絵本を、ボランティアと協働でメッセージを添え、親子に手渡している。

9 団体貸出

市内の社会教育団体、学校、幼稚園、地域の文庫活動団体や読書サークルなどを対象に、団体貸出を行っている。貸出冊数と期間は、1団体につき200冊まで、1か月。

10 講座・その他の事業

- (1) 講座・講演会
大人や子ども向けの講座や講演会を実施。
- (2) リサイクル（除籍本等の配布）
平成7年10月から、本館にリサイクルコーナーを設置し、また、平成19年から図書館まつり等でリサイクル本市を開催し、図書館の古くなった本（除籍本）や寄贈されたうち、受け入れができなかった本などを無償で配布。
- (3) 読書席
本館2階に45席を設置。行事等がない日は、第2会議室を開放（16席）。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、席を間引いての運用。

(4) プラネタリウム

ア 場所

柏市立図書館本館 2階

イ 観覧料

無料

ウ 投影日

毎月第2, 第4土曜日とその翌日の日曜日 (図書館の休館日は除く)

エ 投影時間

土曜日 : 午後 1時30分, 午後3時30分

日曜日 : 午前11時00分, 午後1時30分, 午後3時30分

所要時間 約1時間

オ 定員

40名

カ その他

市内保育園・幼稚園等を対象とした団体投影 (学習投影) を随時実施。

*新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模を縮小して実施中。

1.1 図書館の発行物

名 称	内 容	発 行 期 間
①図書館年報	図書館に関する統計年報	昭和56年から発行
②写真でみる柏の散歩道 [北部編]	柏市内の史跡・名所の写真と地図	平成5年発行
③写真でみる柏の散歩道 [南部編]	柏市内の史跡・名所の写真と地図	平成8年発行
④よんでみませんか	夏休み推薦図書	平成3年から発行
⑤平和図書目録	平和図書情報	昭和60年から平成10年まで
⑥館報かしわ	図書館情報	昭和40年から昭和42年まで
⑦図書館報かしわ	図書館情報	昭和49年から平成7年まで
⑧かしわ図書館だより	図書館情報	平成8年から平成15年まで
⑨図書館だより “てのひら”	図書館情報	平成17年から平成31年まで
⑩かしわストーリー	図書館事業報告	平成30年から発行

5 図書館システム

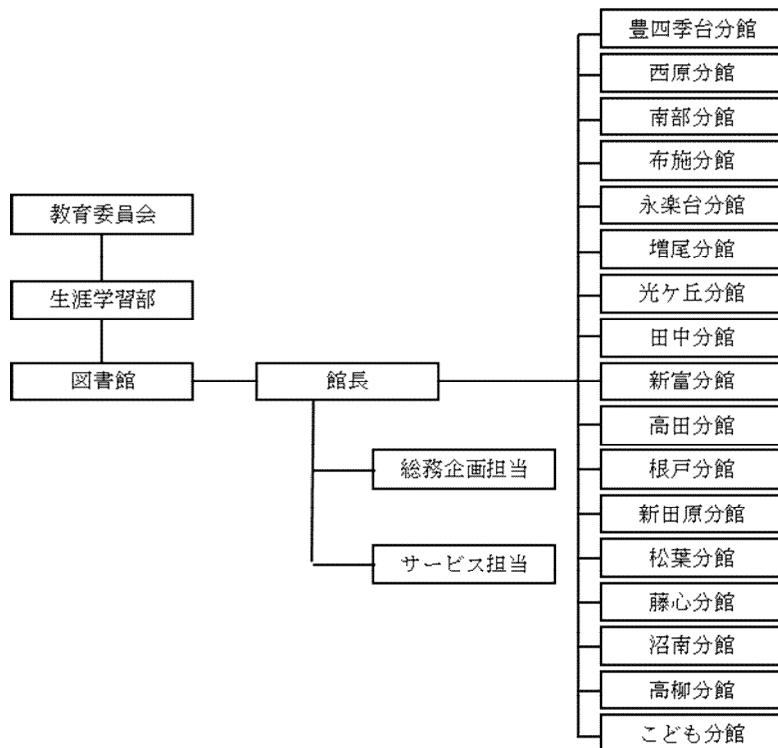
昭和54年に策定した柏市中期計画で、地域のコミュニティづくりの核として近隣センターを建設する計画が打ち出され、図書館分館を近隣センターに併設し図書館システムを構築する構想が盛り込まれた。この構想に基づき、市内のどこに住んでいても迅速に平等なサービスが受けられるようにするために、分館網を整備してきた。また、昭和55年3月にコンピュータ化による業務を開始した。

(1) 図書館システム（コンピュータ化以後）の変遷

昭和61年	図書データの漢字化や検索機能の拡大を図るため、端末機の更新とともにM A R Cデータを購入、漢字システムのデータ検索を導入。
昭和63年	図書館本館内に全館の図書情報を書名、著者名等から検索することができる利用者用図書検索端末機「ケンサクくん」を1台設置。
平成8年	従来のO C Rナンバーを機器拡張に対応性のあるバーコードに変換。
平成13年	クライアントサーバー方式を導入。本館と14分館、移動図書館は本館端末機を介してネットワークを構築し、O P A C（館内用蔵書検索機）を本館（5台）と各分館（1台ずつ）に設置。内容は図書、雑誌の検索のほか、図書館利用案内、行事のお知らせ等の情報も提供。
平成14年	柏市ウェブサイトから、インターネットによる図書館蔵書検索システムを開始。
平成17年	沼南町との合併に伴い、同町のシステムを統合。
平成19年	O P A C（館内用蔵書検索機）で所蔵資料の予約が可能となった。また、図書館独自のウェブサイトを作成し、パソコンからインターネットを介して図書・雑誌の予約が可能となった。
平成20年	沼南庁舎にこども図書館を整備し、本館と17分館のシステム運用及びデータベースの管理を外部委託。ホームページの機能強化も行い、ホームページ上で貸出記録や予約状況をみることが可能となった。さらに携帯電話からホームページにアクセスが可能となり、パソコンと同一のサービスを行うことが可能となった。
平成22年	プロポーザル方式にて、管理会社の選定を行い、11月から新システムを稼働。O P A C（館内用蔵書検索機）については、こども・英語対面画面、検索機能等の充実を図った。
平成26年	外部P C、O P A C（館内用蔵書検索機）で貸出延長の手続きが可能となった。
平成27年	平成22年に導入したシステムの機器入替えを実施。バージョンアップによる業務の効率化とともに、スマートフォン用ホームページの開設、資料一覧の表示機能・お気に入りリストの改善等インターネットによるサービスの利便性の向上を図った。
令和2年	業務システムや図書館ホームページ、100台超の機器類の入替えを行う。ホームページでは、書影の表示や読書記録機能の追加を実現した。編集機能の強化や保存容量の拡大が可能となり、写真やデジタル化した地域資料・イベントや展示等の事業の記録など、図書館の持つ様々な情報の保存や発信が可能となった。

6 図書館の組織

1 図書館組織図



2 職員配置

令和4年3月31日現在 (単位:人)

館名	職名	館長	副参事	専門監	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	計
総括	総務企画担当	1			1						2
本館	サービス担当					2(1)	1(1)		1		4(2)
						3(2)	2(2)	4(2)	2(1)	1	12(7)
分館	豊四季台								1		1
	田中										
	南部										
	西原										
	永楽台										
	布施										
	増尾										
	光ヶ丘										
	新富										
	高田										
	根戸										
	新田原										
	松葉										
	藤心										
	沼南										
	高柳										
	こども					1		1			2
	計18館	1			1	6(3)	3(3)	5(2)	4(1)	1	21(8)

* () 内は司書有資格者

3 分掌事務

総務企画担当	1 本館及び分館の管理及び運営に関すること。 2 図書館の広報及び統計に関すること。 3 図書館の計画に関すること。 4 市立図書館協議会に関すること。 5 公印に関すること。
市立図書館サービス担当	6 図書館資料の整理、保管及び廃棄に関すること。 7 図書館資料の館内利用及び貸出しに関すること。 8 図書館資料の利用のための相談に関すること。 9 資料の寄贈に関すること。 10 児童サービスに関すること。 11 図書館分館のサービスに関すること。 12 高齢者及び障害者のサービスに関すること。 13 プラネタリウムのサービスに関すること。 14 情報資源の検索に関すること。 15 図書館事業の企画及び実施に関すること。 16 公共図書館、大学図書館等との連絡に関すること。 17 読書会等団体の支援に関すること。 18 研修、実習等に関すること。

4 業務改善会議等

(1) 職員会議

毎月第1金曜日に開催。館長をはじめとした全正規職員が参加。各事業運営等の共通の認識を図るとともに、研修会等の報告、各種協議等を行っている。

(2) 選定会議

一般図書は毎週水曜日、児童図書は毎月第2・4木曜日に開催。サービス担当リーダーを長とし、図書館資料選定会議設置要領に基づき、リクエスト図書の検討や出版情報等を交換している。

令和3年度予算

1 市の予算

(単位：千円)

会計区分	令和3年度当初予算	令和2年度当初予算	前年比
一般会計	141,500,000	138,170,000	3,330,000
特別会計	75,970,000	78,159,000	△2,189,000

2 教育費

(単位：千円)

款目	令和3年度当初予算	令和2年度当初予算	前年比
教育費	21,727,175 (一般会計の 15.4%)	20,569,256 (一般会計の 14.9%)	1,157,919
図書館費	310,283 (教育費の 1.4%)	303,419 (教育費の 1.5%)	6,864

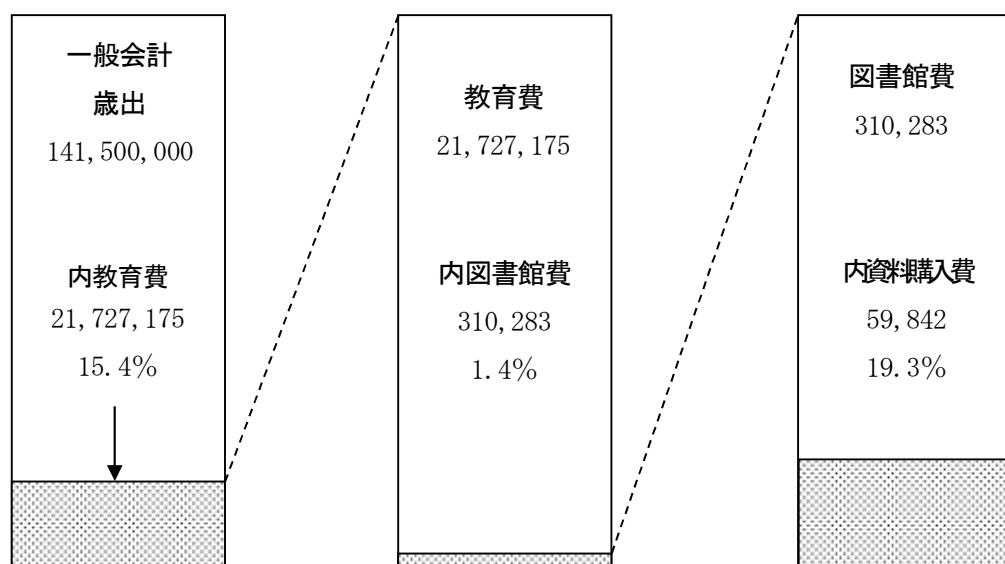
3 図書館費

(単位：千円)

節	令和3年度 当初予算	令和3年度 内容	令和2年度 当初予算
1 報酬	140,553	◎図書館協議会委員報酬 ◎会計年度任用職員報酬	134,124
3 職員手当等	27,578	◎臨時職員賃金 ◎会計年度任用職員期末手当	17,589
7 報償費	1,030	◎講演会講座講師謝礼他	915
8 旅費	4,575	◎研修会、会議参加、視察旅費	4,819
10 需用費	26,611	◎消耗品費 ◎燃料費 ◎印刷製本費 ◎光熱水費 ◎修繕料他	25,180
11 役務費	4,100	◎郵便料 ◎電話料 ◎損害保険料他	3,870
12 委託料	23,360	◎電算システム等保守管理委託 ◎清掃・機械設備保守点検業務委託 ◎警備委託他	43,626
13 使用料及び 賃借料	25,054	◎電算システム借上料 他	14,866
17 備品購入費	53,213	◎図書購入費 ◎視聴覚資料購入費 ◎事業用備品代他	54,535
18 負担金、補助 及び交付金	4,209	◎日本図書館協会等負担金 他	3,895
合計	310,283		303,419

4 市の財政に占める図書館費（令和3年度予算に関する説明書より）

(単位：千円)



※その他、図書館事業に関連して、

視聴覚教育費（教育費） 1,222千円（プラネタリウム管理、プラネタリウム事業）

児童福祉総務費（民生費） 313千円（ブックスタート事業 内図書館関係経費）

令和3年度事業概要

(1) 学校・大学等との連携事業

ア 学びの支援事業

名称	連携団体名	内容	開催日	場所	参加者数
小学生向け読み聞かせ動画『柏のむかしばなし』公開	小学校 24 校	新型コロナウイルス対策として市内小学生向けにオンラインで図書館職員が『柏のむかしばなし』を読み聞かせてオンラインで動画を配信した	5月28日 ～6月30日 12月22日 ～1月31日	本館	—
小学生向け夏休み推薦図書リスト 「よんでみませんか」配布	小学校 42 校	柏市立図書館で選んだおすすめ本をリストにして市内小学校に配布し、夏休み中に本を展示し貸出するもの	7月～8月	本館 他	—
子ども司書会議 (子ども司書養成講座)	柏市教育委員会 指導課	指導課と共に、市内小・中学生 315 人が参加、オンライン動画研修・「こんな図書館あったらいいな」のレポート提出他	7月～8月 及び 12月	本館 他	315 人
おびコレ 2021	小学校 33 校	子ども司書が作成した 140 点の「帯」を巻いたおすすめ本の展示。後日、帯を巻いたまま本の貸し出しを行った	8月5日 ～10月10日	本館 他	—
市内中学生知的書評合戦(ビブリオバトル)	中学校 13 校	柏市内中学生を対象としたビブリオバトルをオンラインにより開催。後日、予選・決勝の作品を本館で展示	10月15日 ～10月27日	—	15 人

イ 学校図書館支援事業

名称	内容	開催日	場所
市内高等学校図書館担当者意見交換会	①図書館・高等学校図書館との連携事業についての協議 ②図書館・高等学校図書館との連携事業についての協議	コロナのため 中止	—

ウ 市内大学図書館連携事業

名称	内容	開催日	場所	参加者数
意見交換会	大学図書館市民開放のPRを目的とした合同企画展及び関連講演会に関する実施報告及び事業計画打合せ	コロナのため 中止	—	—
企画展	—	コロナのため 中止	—	—
講演会	—	コロナのため 中止	—	—

(2) 参加者同士の交流の機会の創出事業

名称	内容	開催日	場所	参加者数
交流型講演会	地域資料の重要性や収集保存活用方法等についての講演後、グループごとに語り合う交流会を開催	コロナのため 中止	—	—
オープンテラスの設置	本館エントランスにテーブル・イスを設置	常設	本館	—

(3) 展示

ア 特別展示（図書館主催）

名称	内容	開催月 (開始月)	場所
<ul style="list-style-type: none"> ・春（本館、永楽台、増尾、高田、新田原、高柳） ・柏の図書館員がえらんだおすすめの絵本（本館） ・～きみの一冊をさがそう～（本館） ・追悼展示 エリック・カール（本館、新田原、こども） ・追悼展示 三好徹（本館） ・追悼展示 河合雅雄（本館） ・追悼展示 立花隆（本館） ・入園、入学（高田、新田原、高柳） ・新入生（本館、増尾、高田） ・桜（高田、高柳） ・ランドセル、たんぽぽ、菜の花、ちょうどよ、柏餅、カーネーション、ツバメ、歯医者、時計、傘、かたつむり（高田） ・田んぼ、種まき、豆・たけのこ、日本絵本大賞受賞作品（藤心） ・こいのぼり、こどもの日（本館、高田、新田原、高柳、こども） ・母の日、お母さん（本館、永楽台、増尾、高田、藤心） ・父の日、お父さん（本館、永楽台、増尾、高田、藤心） ・歯、虫歯（増尾、高田） ・雨、梅雨、雨の日（本館、永楽台、増尾、高田、新田原、高柳） ・紫陽花（高田、高柳） ・蛙（高田、高柳） ・課題図書、よんでみませんか（西原、増尾、新富） ・「県民の日」展示（本館、各分館（こども以外）） ・七夕（増尾、新田原、藤心） ・季節の本、エリック・カールの本、おばけの本、キャンプの本、昆虫の本、果物の本（こども） 	関連図書 の展示	4～6月	本館 西原分館 永楽台分館 増尾分館 新富分館 高田分館 新田原分館 藤心分館 高柳分館 こども図書館

名称	内容	開催月 (開始月)	場所
<ul style="list-style-type: none"> ・夏（本館，永楽台，増尾，新田原，高柳） ・課題図書，よんでみませんか（本館，田中，西原，永楽台，増尾，新富，根戸，新田原，松葉，高柳，こども） ・プレイバック 1964年（本館） ・「科学道100」展示～ティーンズ～（本館） ・自由研究（本館） ・展覧会「大野隆司のビタミン絵」にあわせ関連書籍のミニ展示（本館） ・追悼展示 神宮輝夫（本館） ・追悼展示 高橋三千綱（本館） ・七夕（本館，増尾，高田） ・おばけ（本館，高田） ・夏野菜，日本絵本大賞受賞作品，いもほり，秋野菜，大人におすすめの絵本（藤心） ・ほおづき，プール，スイカ，花火，かぶとむし，螢，ひまわり，戦争，怪談，幽霊，地震，台風，柿，栗，葡萄，どんぐり，すずむし（高田） ・海（本館，高田，藤心，高柳） ・山（本館，高柳） ・お祭り（高田，高柳） ・オリンピック（藤心，こども） ・キャンプ（高田，藤心，高柳） ・秋（本館，永楽台，増尾，新田原，高柳） ・敬老の日，おじいさん，おばあさん（本館，永楽台，増尾，高田，新田原，高柳） ・お月見（本館，高田，新田原） ・運動会（本館，高田） ・おびコレ2021（本館，豊四季台，田中，西原，永楽台，布施，増尾，光ヶ丘，新富，高田，新田原，松葉，沼南，高柳） ・虫，菊（高柳） ・季節の本，宇宙・星の本，食べ物の本，防災の本（こども） 	関連図書 の展示	7～9月	本館 豊四季台分館 田中分館 西原分館 永楽台分館 布施分館 増尾分館 光ヶ丘分館 新富分館 高田分館 根戸分館 新田原分館 松葉分館 藤心分館 沼南分館 高柳分館 こども図書館

名称	内容	開催月 (開始月)	場所
<ul style="list-style-type: none"> ・秋（本館，南部，永楽台，増尾，新田原，藤心，高柳） ・おびコレ2021（豊四季台，田中，西原，布施，永楽台，増尾，高田，新富，新田原，松葉，沼南，高柳，光ヶ丘） ・汚損本・破損本展示～本を守ってあげてね～（本館） ・ノーベル賞関連図書の展示（本館） ・「ビブリオバトル（知的書評合戦）予選通過者作成POP展示」（本館） ・「みんなで選ぶ絵本30選展」（本館，南部，こども） ・追悼展示 新井満（本館） ・追悼展示 濱戸内寂聴（本館） ・追悼展示 中根千枝（本館） ・追悼展示 山本文緒（本館） ・運動会（増尾，高田） ・ハロウィン（本館，永楽台，増尾，高田，新田原，藤心，高柳，こども） ・かぼちゃ（高田，高柳） ・おいしい食べ物，お月見，遠足（増尾） ・魔女，ドラキュラ，いも，きのこ，もみじ，本，紅葉，落ち葉，マラソン，除夜の鐘，雪だるま，雪（高田） ・いもほり，大人にお薦めの絵本，しあげえほん（藤心） ・秋桜，さつまいも，たき火（高柳） ・七五三（高田，新田原，こども） ・季節の本（こども） ・クリスマス（本館，南部，西原，永楽台，増尾，高田，根戸，新田原，松葉，藤心，沼南，高柳，こども） ・冬（本館，南部，増尾，高田，新田原） ・お正月（本館，南部，増尾，新田原，藤心，沼南，高柳） ・十二支，干支（藤心，高柳） ・乗り物（本館） ・昔の遊び（南部） 	関連図書の展示	10月～12月	本館 豊四季台分館 田中分館 南部分館 西原分館 布施分館 永楽台分館 増尾分館 光ヶ丘分館 新富分館 高田分館 根戸分館 新田原分館 松葉分館 藤心分館 沼南分館 高柳分館 こども図書館

名称	内容	開催月 (開始月)	場所
<ul style="list-style-type: none"> ・冬 (本館, 南部, 永楽台, 増尾, 高柳) ・渋沢栄一関連展示 (本館) ・第166回 芥川賞・直木賞 受賞者作品の展示 (本館) ・追悼展示 松岡享子 (本館, こども) ・追悼展示 西村賢太 (本館) ・追悼展示 石原慎太郎 (本館) ・大人の絵本 (本館) ・十二支 (高田, 藤心) ・とら (藤心, 高柳) ・お正月 (本館, 南部, 西原, 増尾, 高田, 藤心, 沼南) ・乗り物 (本館, こども) ・昔の遊び, 冬のオリンピック, 世界の歴史 (南部) ・たこあげ, もち, 梅, ちょうどよ, つくし, 菜の花, いちご (高田) ・しけけえほん, たんぽぽ, 日本むかしばなし (藤心) ・雪, 世界の国々, スキー, スケート, のり巻き, いわし (高柳) ・地図の本 (こども) ・節分, 豆まき (本館, 南部, 永楽台, 増尾, 高田, 新田原, 沼南, 藤心) ・バレンタイン (本館, 新田原, 永楽台, 増尾) ・チョコレート (高田, 高柳) ・鬼 (高田, 高柳) ・猫 (高田, 高柳) ・動物, 数字ひらがな, お弁当 (本館) ・季節の本, お菓子の本 (こども) ・柏市立図書館児童書貸出ベスト20 (こども) ・おひなさま, ひな祭り (本館, 新田原, 藤心, 永楽台, 沼南, 南部, 増尾, 高田, 高柳) ・福島県立只見高校 (ふるさと交流都市内高等学校) 選抜高等学校野球大会出場 (永楽台) ・春 (本館, 新田原, 永楽台, 増尾, 高田, 藤心, 沼南, 高柳) ・卒園, 卒業 (高田, 高柳) ・入園, 入学 (本館, 新田原, 高柳, こども) ・桜 (高田, 新田原, 高柳) ・新入生 (南部, 増尾, 藤心) ・旅立ち, 震災, 平和, 戦争, 難民 (高柳) ・折り紙の本 (こども) 	関連図書 の展示	1月～3月	本館 南部分館 西原分館 永楽台分館 増尾分館 高田分館 新田原分館 藤心分館 沼南分館 高柳分館 こども図書館

イ 特別展示（他団体主催）

名称	内容	開催日	場所
本と花の広場実行委員会, kamon かしわインフォメーションセンター他	図書とPOPの展示	4月18日	柏駅東口駅前ウッドデッキ
kamon かしわインフォメーションセンター	おすすめ図書の展示	12月4日 ～12月25日	かしわインフォメーションセンター, こども図書館
柏えほんの会	手作り絵本展	2月17日～ 3月2日	本館

(4) おはなし会

名称	内容	開催日	場所	参加者数
夏休みおはなし会	すばなし, ビッグブック, 手遊び等	コロナのため 中止	本館	—
冬休みおはなし会	すばなし, ビッグブック, 絵本, 手遊び等	コロナのため 中止	本館	—

*他に、以下の本館・分館のおはなし会（絵本の読み聞かせ等）を開催

開催館	開催日	開催回数	参加者数	開催館	開催日	開催回数	参加者数
本館	毎週木曜日, 第3土曜日	10回	41人	高田分館	第3金曜日	2回	15人
豊四季台分館	毎週水曜日	8回	21人	根戸分館	第1金曜日	0回	0人
田中分館	第3木曜日	0回	0人	新田原分館	第1・第3土曜日	0回	0人
西原分館	第3金曜日	0回	0人	松葉分館	第2水曜日	0回	0人
布施分館	奇数月 第3土曜日	0回	0人	藤心分館	第2金曜日, 奇数月第3金曜日	2回	12人
新富分館	第1水曜日	1回	2人	高柳分館	第1火曜日	1回	5人
				こども図書館	11, 12, 2, 3月	7回	100人

*新型コロナウィルス感染症拡大防止対策のため、休止していた期間がある。

(5) ブックスタート関連事業

ア 講演会

名称	内容	開催日	場所	参加者数
乳幼児読書講演会	コロナのため中止	—	—	—

イ ブックスタート参加者数等

実施月	受診者数	図書受取者数	ボランティア参加者数	実施月	受診者数	図書受取者数	ボランティア参加者数
4月	281人	281人	0人	10月	273人	273人	0人
5月	298人	297人	0人	11月	271人	271人	0人
6月	271人	271人	0人	12月	263人	263人	0人
7月	232人	232人	0人	1月	251人	251人	0人
8月	246人	246人	0人	2月	292人	292人	0人
9月	266人	266人	0人	3月	287人	287人	0人
				計	3,231人	3,230人	0人

*受診者数…1歳6か月児健康診査の受診者数

*新型コロナウィルス感染拡大防止対策のため、健康診査会場でのボランティア活動は休止

ウ ブックリスト配付

名称	内容	開催回数	場所	参加者数
3歳児健康診査時ブックリスト配付	ブックスタート事業（1歳6か月児健康診査時）のフォローアップ事業として位置づけ、3歳児健康診査時に幼児向けブックリストを配付	月4回, 年48回開催	ウェルネス柏	3,295人

(6) 課題解決支援事業

ア 課題解決支援・情報提供関係（各部署関連）

名称	内容	開催日	場所	担当課
芹沢鉢介展	関連図書の展示	5月 13日 ～5月 30日	本館	文化課
「農と自然と歴史のまち 沼南の魅力」パネル展示	関連図書の展示、 パネル展示	6月 1日 ～6月 15日	本館	環境政策課
男女共同参画ってなんだろう？（女性のキャリアアップ）	関連図書の展示	6月 22日 ～6月 29日	本館	協働推進課
～9月は自殺予防週間です～ ①新しい環境を迎えるあなたへ	関連図書の展示	8月 21日 ～8月 31日	本館	福祉政策課
～9月は自殺予防週間です～ ②ゲートキーパーを知っていますか？	関連図書の展示	9月 10日 ～9月 16日	本館	福祉政策課
「健康増進普及月間」 がん検診、受動喫煙防止、 生活習慣病予防、栄養、歯科に関する啓発	関連図書の展示	9月 17日 ～9月 30日	本館	健康増進課

イ 子育て支援関係（こども図書館開催関連）

名称	内容	開催日	場所	参加者数等
こども図書館 講演会・開館 13 周年記念行事・ おはなし会等の 開催	①読み聞かせボランティアによるおはなし会・ 音楽会等の開催 ②こども図書館開館 13 周年記念行事（おはなし会） ③クリスマスおはなし会 ④二松学舎大学附属柏中学校・高等学校吹奏楽部 「音楽とおはなしの会」 ⑤柏歯科医師会「お子さんのためのむし歯予防術！！」（地域保健課） ⑥わくわく人形劇まつり (中央公民館) ⑦「母と子のつどい」柏市民健康づくり推進員 (地域保健課)	①11月 11日～ 3月 22日 ②～⑦ コロナのため 中止	こども図書館	① 100 人 *こども図書館 年間来館者数等 ・来館者 52,649 人 ・行事参加者 105 人 ・ボランティア参加者 22 人 ・イベント開催数 0 回
図書館おはなし会ボランティア 研修会・交流会	①図書館読み聞かせボランティア養成講座 ②分館読み聞かせボランティア意見交換会 ③図書館読み聞かせボランティア研修会	コロナのため 中止		
ユニバーサルデザイン絵本コーナーの設置	視聴覚障がい児他も利用 できるさわって遊ぶ絵本等の提供		こども図書館	

(7) 地域情報拠点化事業

ア 地域情報コーナーの設置

名称	内容	分館名	設置日
高島野十郎コーナー	ゆかりの画家、高島野十郎の関連資料を集めるとともに、野十郎が暮らした当時の地域の様子を紹介	増尾分館	令和3年6月30日
只見町情報コーナー	「ふるさと交流都市」である只見町関連の資料やこれまでの交流の歴史を紹介	永楽台分館	令和4年2月25日

イ 柏のむかしばなし巡回展示（4月～3月）

柏市観光協会が作成した「ふるさと柏のむかしばなしマップ」や挿絵付きの昔話を図書館所蔵の資料とともに、本館1か所と分館6か所、小学校1校で紹介した。

ウ 「県民の日」一斉展示

6月15日の「県民の日」に合わせて、本館と分館（こども図書館を除く）で地域資料の展示を行った。

エ 郷土資料のデジタル化

内 容	点 数
パンフレット 他	71点

(8) プラネタリウム事業

図書館本館内にあるプラネタリウムの運営を、毎月、第2・第4土曜日とそれに続く日曜日に実施しています。夜空に輝く季節の星空とそれにまつわる神話や天文情報も交えて楽しく解説しながら、約1時間のプログラムを投影しています。

【プラネタリウム利用状況（令和3年度）】

区分	投影日数	投影回数	児童	学生	一般	利用者計
一般投影	0日	0回	0人	0人	0人	0人
団体投影	0日	0回	0人	0人	0人	0人

*新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和2年2月22日から休演

(9) 図書館協議会開催状況

開催日	内 容
令和3年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度主要事業報告 ・令和3年度主要事業 ・情報提供：社会教育・生涯学習の基礎（市民とともに地域をつくる図書館へ）／丹間委員 ・グループワーク：社会教育施設としての図書館の可能性
令和3年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業報告（11月まで） ・地域資料について ・令和3年度第1回柏市立図書館協議会の振り返り ・情報提供：地域の資料・情報センターとしての図書館へ／慶應義塾大学文学部准教授 福島幸弘氏 ・グループワーク：「市の問題意識と方向性」について
令和4年3月1日～3月16日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業報告 ・令和4年度の事業構想 ・修正した「市の問題意識と方向性」について

(10) その他事業

ア リサイクル本の有効活用

名 称	開催日	活用冊数
本館リサイクル本コーナー	随時	2,944 冊

9 目で見る統計

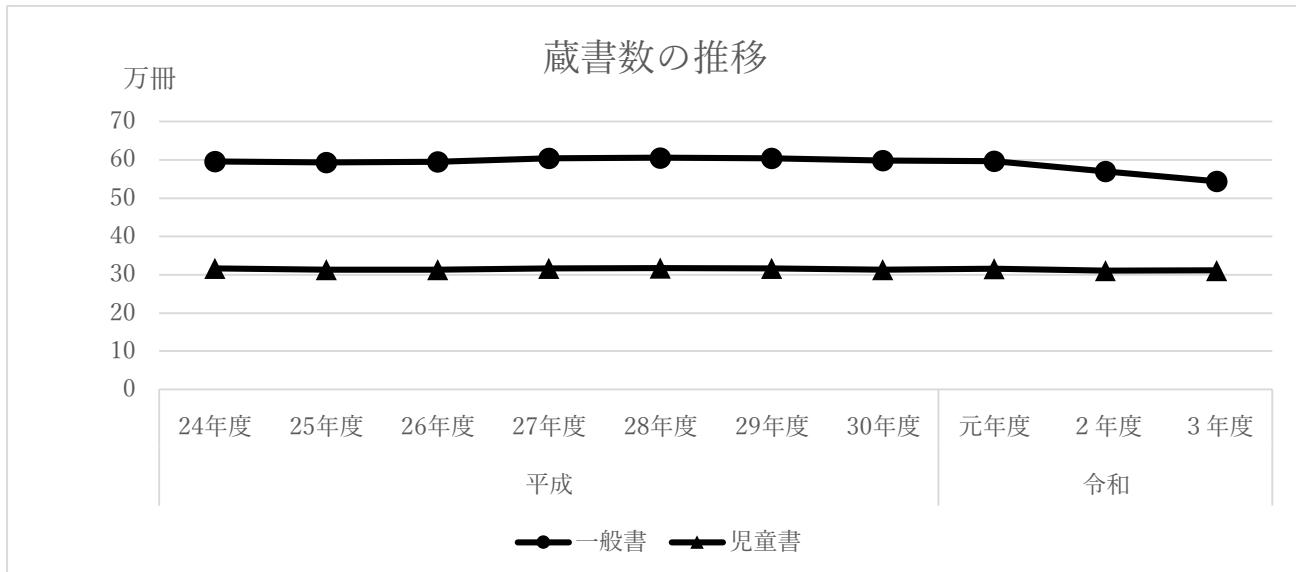
(1) 蔵書統計

一般書及び児童書の推移 (10年間)

(単位: 冊)

年度	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度
一般書	596,172	593,284	595,285	604,517	605,413	604,032	598,633	596,299	569,962	544,143
児童書	317,075	313,827	313,639	317,136	317,408	317,082	313,593	315,715	311,225	311,127
計	913,247	907,111	908,924	921,653	922,821	921,114	912,226	912,014	881,187	855,270

※一般書は、雑誌や視聴覚資料を除く資料



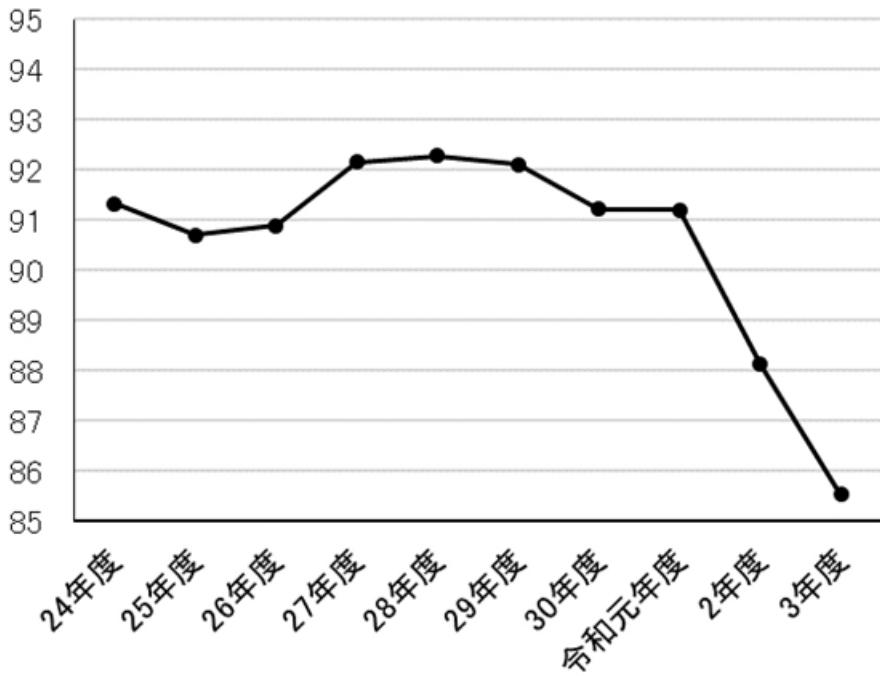
蔵書の推移(10年間)

(単位:冊)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
前年度末	928,065	913,247	907,111	908,924	921,653	922,821	921,114	912,226	912,014	881,187
購入	29,945	31,695	30,743	28,957	30,201	29,931	28,448	29,824	27,657	28,318
寄贈	4,043	5,124	6,302	4,732	6,484	5,052	5,182	2,919	2,743	2,229
除籍	48,806	42,955	35,232	20,960	35,517	36,690	42,518	32,955	61,520	56,464
計	913,247	907,111	908,924	921,653	922,821	921,114	912,226	912,014	881,187	855,270

*令和2年度は年度途中にシステム変更したため、計が合わない。

蔵書の推移 (万冊)



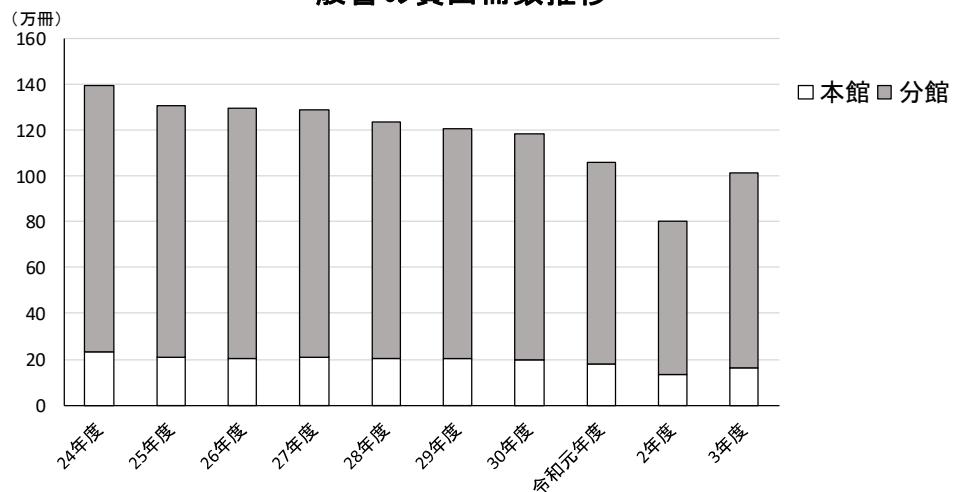
(2) 貸出冊数

一般書の貸出冊数推移(10年間)

(単位：冊)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
本館	231,577	210,562	204,741	210,130	205,194	202,848	194,507	180,483	130,558	164,862
分館	1,165,603	1,095,292	1,090,057	1,082,473	1,028,872	1,002,301	990,030	878,953	672,555	848,331
計	1,397,180	1,305,854	1,294,798	1,292,603	1,234,066	1,205,149	1,184,537	1,059,436	803,113	1,013,193

一般書の貸出冊数推移

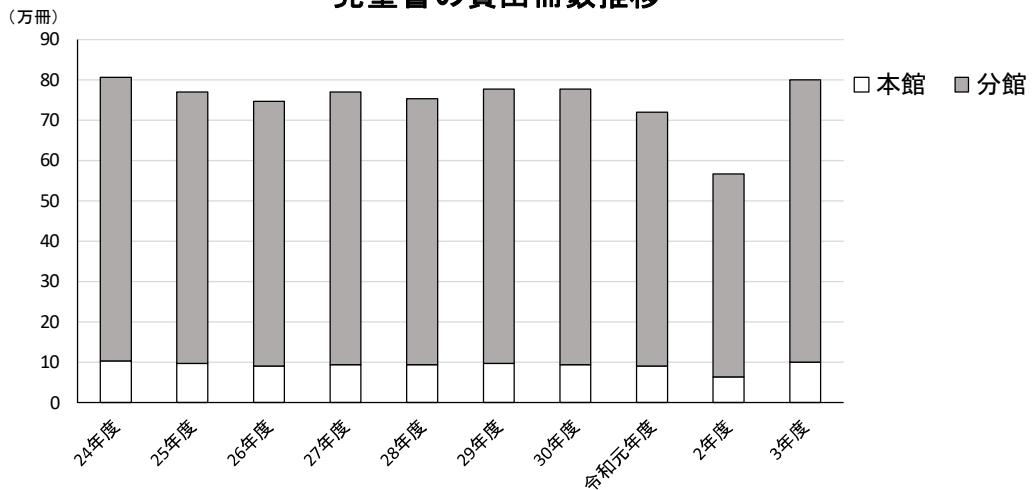


児童書の貸出冊数推移(10年間)

(単位：冊)

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
本館	102,137	95,000	88,850	92,540	91,435	96,399	92,746	89,442	62,990	100,430
分館	703,484	673,816	657,431	674,826	660,603	679,851	681,087	628,141	501,297	699,541
計	805,621	768,816	746,281	767,366	752,038	776,250	773,833	717,583	564,287	799,971

児童書の貸出冊数推移

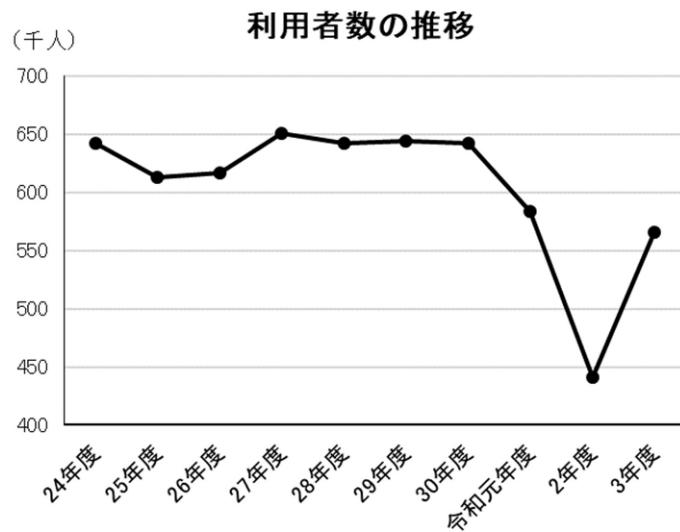


(3) 利用者数

ア 利用者数の推移（10年間）

(単位：人)

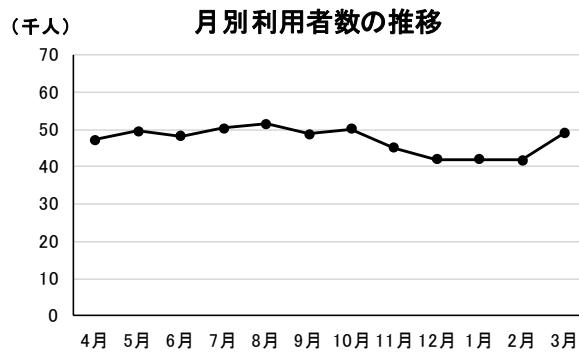
年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
利用者数	642,547	612,472	616,604	650,568	641,983	644,053	641,685	583,991	440,726	565,968



イ 月別利用者数の推移（令和3年度）

(単位：人)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用者数	47,133	49,609	48,280	50,341	51,525	48,814	50,089	45,040	42,001	42,058	41,855	49,223	565,968



年齢別登録者数（令和3年度）

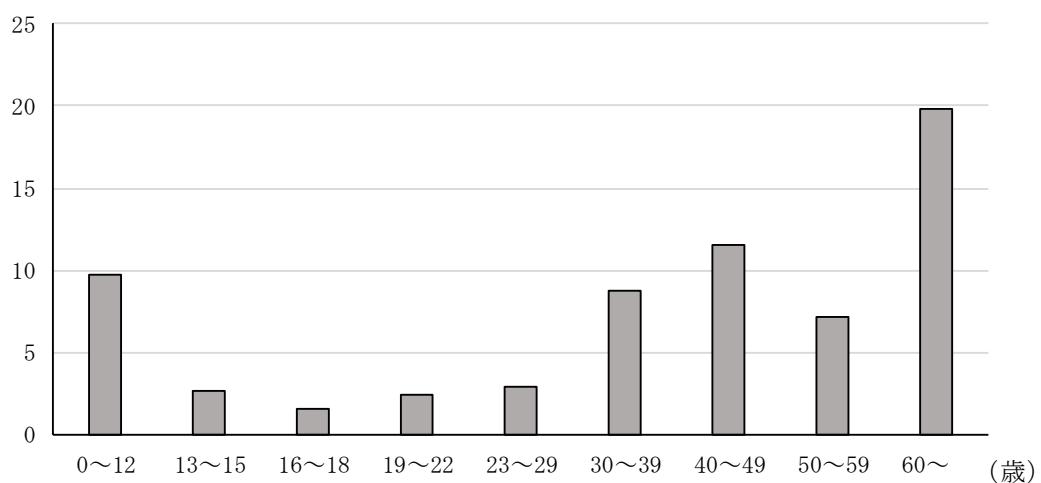
(単位：人)

年齢	0～12	13～15	16～18	19～22	23～29	30～39	40～49	50～59	60～	計
登録者数	9,644	2,688	1,499	2,345	2,919	8,729	11,564	7,160	19,863	66,411

*団体含まず

(千人)

年齢別登録者数



10 統計表一覧

(1) 令和3年度館別分類別蔵書冊数

(単位：冊)

分類	館名	本館	豊四季台	田中	西原	南部	布施	永楽台	増尾	光ヶ丘	新富	分類
総記	一般書	5,441	287	289	275	347	287	359	338	444	408	総
	児童書	345	70	222	87	105	86	165	112	149	129	
	計	5,786	357	511	362	452	373	524	450	593	537	
哲学	一般書	4,825	791	521	535	644	451	824	878	832	567	哲
	児童書	263	76	84	64	83	76	84	78	96	103	
	計	5,088	867	605	599	727	527	908	956	928	670	
歴史	一般書	11,308	1,910	1,754	1,555	1,645	1,818	1,670	2,109	2,138	1,500	歴
	児童書	1,286	388	536	483	356	493	530	433	475	502	
	計	12,594	2,298	2,290	2,038	2,001	2,311	2,200	2,542	2,613	2,002	
社会科学	一般書	17,183	2,269	2,513	2,022	2,324	2,304	2,318	2,856	2,791	2,026	社
	児童書	1,738	419	652	554	412	912	640	800	671	625	
	計	18,921	2,688	3,165	2,576	2,736	3,216	2,958	3,656	3,462	2,651	
自然科学	一般書	6,959	1,240	1,068	994	1,190	1,082	1,387	1,512	1,320	1,111	自
	児童書	2,879	1,002	1,362	1,376	718	1,312	1,424	1,113	1,437	1,241	
	計	9,838	2,242	2,430	2,370	1,908	2,394	2,811	2,625	2,757	2,352	
技術	一般書	5,903	1,692	1,980	1,803	1,685	1,722	2,234	2,193	1,979	1,709	技
	児童書	1,071	367	531	513	382	557	561	524	442	559	
	計	6,974	2,059	2,511	2,316	2,067	2,279	2,795	2,717	2,421	2,268	
産業	一般書	3,127	480	559	661	561	622	705	801	581	574	産
	児童書	712	223	337	281	188	317	348	228	237	336	
	計	3,839	703	896	942	749	939	1,053	1,029	818	910	
芸術	一般書	8,048	1,451	1,813	1,394	1,518	1,522	1,376	1,710	1,612	1,344	芸
	児童書	1,415	488	679	681	420	722	596	528	560	580	
	計	9,463	1,939	2,492	2,075	1,938	2,244	1,972	2,238	2,172	1,924	
言語	一般書	2,190	295	277	306	316	276	312	338	387	299	言
	児童書	468	193	156	123	91	171	125	125	166	152	
	計	2,658	488	433	429	407	447	437	463	553	451	
文学	一般書	25,487	9,786	8,045	6,589	7,051	7,450	6,706	7,824	9,286	8,219	文
	児童書	17,082	8,629	10,991	9,631	7,827	9,283	10,792	9,246	10,792	9,918	
	計	42,569	18,415	19,036	16,220	14,878	16,733	17,498	17,070	20,078	18,137	
合計	一般書	90,471	20,201	18,819	16,134	17,281	17,534	17,891	20,559	21,370	17,757	合
	児童書	27,259	11,855	15,550	13,793	10,582	13,929	15,265	13,187	15,025	14,145	
	計	117,730	32,056	34,369	29,927	27,863	31,463	33,156	33,746	36,395	31,902	
館別比率(%)		13.8%	3.7%	4.0%	3.5%	3.3%	3.7%	3.9%	3.9%	4.3%	3.7%	合

分類	館名	高 田	根 戸	新 田 原	松 葉	藤 心	沼 南	高 柳	こ ど も	保 存 庫	合 計
総 記	一般書	428	425	320	556	321	562	213	188	8,013	19,501
	児童書	134	72	84	117	77	78	38	39	410	2,519
	計	562	497	404	673	398	640	251	227	8,423	22,020
哲 学	一般書	419	636	457	946	516	1,354	660	20	5,242	21,118
	児童書	64	78	60	95	90	94	49	13	256	1,806
	計	483	714	517	1,041	606	1,448	709	33	5,498	22,924
歴 史	一般書	1,572	1,769	1,365	2,284	1,435	3,516	1,257	221	13,351	54,177
	児童書	622	393	373	599	355	440	304	81	1,438	10,087
	計	2,194	2,162	1,738	2,883	1,790	3,956	1,561	302	14,789	64,264
社会科学	一般書	1,656	2,600	1,878	3,192	1,866	3,842	1,456	919	22,926	78,941
	児童書	730	557	568	925	613	546	378	294	1,335	13,369
	計	2,386	3,157	2,446	4,117	2,479	4,388	1,834	1,213	24,261	92,310
自然科学	一般書	1,103	1,424	995	1,806	1,188	2,161	874	415	5,336	33,165
	児童書	1,573	1,201	1,151	1,809	999	1,172	589	1,261	2,568	26,187
	計	2,676	2,625	2,146	3,615	2,187	3,333	1,463	1,676	7,904	59,352
技 術	一般書	1,764	1,725	1,557	2,069	1,749	2,512	1,516	1,025	5,080	41,897
	児童書	539	486	474	578	446	436	328	330	817	9,941
	計	2,303	2,211	2,031	2,647	2,195	2,948	1,844	1,355	5,897	51,838
産 業	一般書	433	629	577	762	592	1,186	477	21	2,718	16,066
	児童書	308	306	228	385	260	205	236	114	357	5,606
	計	741	935	805	1,147	852	1,391	713	135	3,075	21,672
芸 術	一般書	1,270	1,485	1,223	1,754	1,535	4,615	1,865	215	12,087	47,837
	児童書	699	550	510	824	414	368	259	507	1,315	12,115
	計	1,969	2,035	1,733	2,578	1,949	4,983	2,124	722	13,402	59,952
言 語	一般書	228	394	269	524	324	753	167	3	1,502	9,160
	児童書	145	125	128	206	114	160	75	47	200	2,970
	計	373	519	397	730	438	913	242	50	1,702	12,130
文 学	一般書	6,961	6,317	5,420	10,340	7,046	13,320	5,804	75	70,555	222,281
	児童書	11,240	8,914	8,749	12,665	9,460	9,330	7,928	17,487	36,563	226,527
	計	18,201	15,231	14,169	23,005	16,506	22,650	13,732	17,562	107,118	448,808
合 計	一般書	15,834	17,404	14,061	24,233	16,572	33,821	14,289	3,102	146,810	544,143
	児童書	16,054	12,682	12,325	18,203	12,828	12,829	10,184	20,173	45,259	311,127
	計	31,888	30,086	26,386	42,436	29,400	46,650	24,473	23,275	192,069	855,270
館別比率 (%)		3.7%	3.5%	3.1%	5.0%	3.4%	5.5%	2.9%	2.7%	22.5%	100.0%

* 館名の「保存庫」は、本館・布施分館・沼南分館・こども図書館の保存庫の合計冊数

(2) 令和 3 年度館別月別図書貸出状況

(単位 : 冊)

館名 分類		本館	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富
4 月	一般書	13,741	7,159	5,171	4,780	3,447	4,581	1,792	5,083	7,838	3,585
	児童書	6,814	4,410	7,367	2,812	2,102	2,973	750	2,620	4,086	2,764
	計	20,555	11,569	12,538	7,592	5,549	7,554	2,542	7,703	11,924	6,349
5 月	一般書	14,739	7,711	5,343	5,035	3,497	5,244	1,968	5,350	7,921	3,736
	児童書	7,837	4,754	7,548	2,804	2,104	2,989	812	2,456	4,308	3,120
	計	22,576	12,465	12,891	7,839	5,601	8,233	2,780	7,806	12,229	6,856
6 月	一般書	13,719	7,334	5,252	5,042	3,494	4,725	1,744	4,911	7,710	3,828
	児童書	8,242	4,716	6,929	2,995	2,064	2,793	702	2,814	4,266	3,110
	計	21,961	12,050	12,181	8,037	5,558	7,518	2,446	7,725	11,976	6,938
7 月	一般書	14,658	7,074	5,220	4,981	3,500	4,764	1,761	5,200	7,793	3,643
	児童書	10,204	5,791	8,046	3,660	2,569	3,214	904	3,232	5,153	3,587
	計	24,862	12,865	13,266	8,641	6,069	7,978	2,665	8,432	12,946	7,230
8 月	一般書	14,311	7,301	5,390	4,958	3,564	4,724	1,672	4,892	7,842	3,616
	児童書	11,337	5,619	8,545	4,842	2,843	3,437	967	3,209	5,632	3,701
	計	25,648	12,920	13,935	9,800	6,407	8,161	2,639	8,101	13,474	7,317
9 月	一般書	13,880	7,356	5,091	5,041	3,445	4,856	1,951	5,084	7,976	3,648
	児童書	9,028	4,789	7,685	3,536	2,522	2,978	823	2,842	4,375	3,151
	計	22,908	12,145	12,776	8,577	5,967	7,834	2,774	7,926	12,351	6,799
10 月	一般書	14,747	7,696	5,678	5,025	3,722	4,999	1,906	5,070	7,990	3,868
	児童書	8,531	4,556	7,953	3,404	2,400	3,178	841	2,757	4,136	3,123
	計	23,278	12,252	13,631	8,429	6,122	8,177	2,747	7,827	12,126	6,991
11 月	一般書	11,231	7,247	5,096	4,730	3,436	4,360	1,658	4,729	7,559	3,346
	児童書	6,634	4,606	7,512	3,125	2,244	2,963	711	2,470	4,107	3,063
	計	17,865	11,853	12,608	7,855	5,680	7,323	2,369	7,199	11,666	6,409
12 月	一般書	12,258	6,966	4,664	4,506	3,184	4,228	1,605	4,292	7,374	3,397
	児童書	6,656	4,013	6,738	3,044	2,154	2,523	678	2,269	3,898	2,917
	計	18,914	10,979	11,402	7,550	5,338	6,751	2,283	6,561	11,272	6,314
1 月	一般書	13,717	5,941	5,321	3,916	2,966	4,568	1,470	3,940	8,160	3,569
	児童書	8,183	3,076	7,313	2,344	1,947	2,783	577	1,985	4,249	2,931
	計	21,900	9,017	12,634	6,260	4,913	7,351	2,047	5,925	12,409	6,500
2 月	一般書	13,423	6,906	4,109	4,613	3,358	3,604	1,837	4,897	6,438	2,872
	児童書	8,293	3,937	5,956	2,996	2,294	2,387	737	2,390	3,282	2,412
	計	21,716	10,843	10,065	7,609	5,652	5,991	2,574	7,287	9,720	5,284
3 月	一般書	14,438	7,170	5,239	5,072	3,690	4,708	1,827	5,034	8,185	3,797
	児童書	8,671	4,644	7,719	3,250	2,501	3,167	875	2,653	4,262	3,120
	計	23,109	11,814	12,958	8,322	6,191	7,875	2,702	7,687	12,447	6,917
合 計	一般書	164,862	85,861	61,574	57,699	41,303	55,361	21,191	58,482	92,786	42,905
	児童書	100,430	54,911	89,311	38,812	27,744	35,385	9,377	31,697	51,754	36,999
	計	265,292	140,772	150,885	96,511	69,047	90,746	30,568	90,179	144,540	79,904
館別比率 (%)		14.6	7.8	8.3	5.3	3.8	5.0	1.7	5.0	8.0	4.4

館名 分類		高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳	こども	合計	構成比率 (%)
4月	一般書	3,556	2,946	2,808	8,428	3,497	3,607	3,003	790	85,812	8.2
	児童書	2,616	1,322	1,842	3,937	1,873	1,026	1,985	11,105	62,404	
	計	6,172	4,268	4,650	12,365	5,370	4,633	4,988	11,895	148,216	
5月	一般書	3,605	3,130	2,840	8,188	3,596	3,739	3,176	908	89,726	8.6
	児童書	2,731	1,578	1,685	3,831	1,821	967	2,242	12,991	66,578	
	計	6,336	4,708	4,525	12,019	5,417	4,706	5,418	13,899	156,304	
6月	一般書	3,409	3,140	2,821	7,943	3,495	3,463	3,140	851	86,021	8.4
	児童書	2,446	1,599	1,776	3,950	1,902	1,028	2,067	12,832	66,231	
	計	5,855	4,739	4,597	11,893	5,397	4,491	5,207	13,683	152,252	
7月	一般書	3,302	3,136	2,842	7,774	3,412	3,517	3,077	928	86,582	9.1
	児童書	2,999	1,713	2,099	4,617	2,095	1,073	2,490	14,441	77,887	
	計	6,301	4,849	4,941	12,391	5,507	4,590	5,567	15,369	164,469	
8月	一般書	3,312	2,993	2,710	7,683	3,600	3,599	3,318	1,055	86,540	9.4
	児童書	3,321	1,690	2,258	4,631	2,188	1,578	2,836	15,241	83,875	
	計	6,633	4,683	4,968	12,314	5,788	5,177	6,154	16,296	170,415	
9月	一般書	3,316	2,927	2,704	8,022	3,352	3,596	3,153	979	86,377	8.6
	児童書	2,954	1,453	1,947	3,911	1,796	962	2,279	13,171	70,202	
	計	6,270	4,380	4,651	11,933	5,148	4,558	5,432	14,150	156,579	
10月	一般書	3,102	3,256	2,976	8,283	3,548	3,685	3,522	889	89,962	8.7
	児童書	2,587	1,610	1,906	3,935	1,700	927	2,517	12,533	68,594	
	計	5,689	4,866	4,882	12,218	5,248	4,612	6,039	13,422	158,556	
11月	一般書	3,253	3,184	2,522	7,552	3,349	3,256	2,986	801	80,295	7.9
	児童書	2,577	1,575	1,823	3,709	1,535	885	2,144	10,847	62,530	
	計	5,830	4,759	4,345	11,261	4,884	4,141	5,130	11,648	142,825	
12月	一般書	3,120	2,858	2,367	7,058	3,030	3,018	2,752	723	77,400	7.5
	児童書	2,102	1,344	1,406	3,590	1,410	714	1,683	10,703	57,842	
	計	5,222	4,202	3,773	10,648	4,440	3,732	4,435	11,426	135,242	
1月	一般書	3,521	3,199	2,131	6,578	3,658	3,550	2,608	697	79,510	7.6
	児童書	2,359	1,206	1,391	3,350	1,834	977	1,657	9,328	57,490	
	計	5,880	4,405	3,522	9,928	5,492	4,527	4,265	10,025	137,000	
2月	一般書	2,833	2,461	2,441	7,338	2,796	2,762	2,936	863	76,487	7.5
	児童書	2,137	1,014	1,521	3,418	1,402	716	1,939	11,933	58,764	
	計	4,970	3,475	3,962	10,756	4,198	3,478	4,875	12,796	135,251	
3月	一般書	3,544	3,208	2,657	8,299	3,743	3,614	3,330	926	88,481	8.6
	児童書	2,884	1,485	1,735	4,137	1,917	727	1,995	11,832	67,574	
	計	6,428	4,693	4,392	12,436	5,660	4,341	5,325	12,758	156,055	
合計	一般書	39,873	36,438	31,819	93,146	41,076	41,406	37,001	10,410	1,013,193	100.0
	児童書	31,713	17,589	21,389	47,016	21,473	11,580	25,834	146,957	799,971	
	計	71,586	54,027	53,208	140,162	62,549	52,986	62,835	157,367	1,813,164	
館別比率 (%)		3.9	3.0	2.9	7.7	3.4	2.9	3.5	8.7	100.0	

(3) 令和 3 年度館別月別利用者状況

(単位 : 人)

月 館名 \	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
本 館	7,003	7,587	7,275	7,924	8,156	7,556	7,733	5,872
豊四季台	4,009	4,399	4,160	4,345	4,340	4,268	4,308	4,204
田 中	3,131	3,213	3,060	3,296	3,462	3,171	3,447	3,141
南 部	2,344	2,449	2,471	2,611	2,758	2,489	2,482	2,356
西 原	1,812	1,849	1,913	1,972	2,052	1,950	2,004	1,865
永 樂 台	2,585	2,807	2,573	2,636	2,680	2,664	2,691	2,441
布 施	909	975	895	898	912	938	939	828
増 尾	2,620	2,662	2,561	2,676	2,622	2,642	2,647	2,464
光 ケ 丘	4,210	4,359	4,313	4,400	4,523	4,235	4,307	4,013
新 富	1,879	1,980	1,959	2,039	2,062	1,946	2,039	1,807
高 田	1,891	1,938	1,892	1,927	1,994	1,936	1,851	1,792
根 戸	1,533	1,651	1,670	1,684	1,554	1,510	1,667	1,591
新 田 原	1,517	1,524	1,529	1,606	1,579	1,495	1,639	1,456
松 葉	4,493	4,520	4,432	4,453	4,396	4,421	4,483	4,238
藤 心	1,920	1,999	1,926	1,963	2,054	1,936	2,010	1,823
沼 南	1,680	1,705	1,664	1,634	1,816	1,615	1,745	1,588
高 柳	1,656	1,734	1,724	1,760	1,875	1,706	1,892	1,631
こ ど も	1,941	2,258	2,263	2,517	2,690	2,336	2,205	1,930
合 計	47,133	49,609	48,280	50,341	51,525	48,814	50,089	45,040
月別比率(%)	8.3	8.8	8.5	8.9	9.1	8.6	8.9	8.0

月 館名 \	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	月平均	館別比率(%)
本 館	6,191	7,106	7,082	7,711	87,196	7,266	15.4
豊四季台	3,825	3,209	3,930	4,214	49,211	4,101	8.7
田 中	2,856	3,148	2,459	3,216	37,600	3,133	6.6
南 部	2,205	1,854	2,234	2,422	28,675	2,390	5.1
西 原	1,687	1,546	1,852	2,040	22,542	1,879	4.0
永 樂 台	2,255	2,408	1,972	2,655	30,367	2,531	5.4
布 施	753	678	877	929	10,531	878	1.9
増 尾	2,114	1,910	2,386	2,544	29,848	2,487	5.3
光 ケ 丘	3,848	4,121	3,323	4,366	50,018	4,168	8.8
新 富	1,738	1,810	1,460	2,001	22,720	1,893	4.0
高 田	1,649	1,766	1,551	1,974	22,161	1,847	3.9
根 戸	1,422	1,509	1,188	1,657	18,636	1,553	3.3
新 田 原	1,320	1,148	1,385	1,516	17,714	1,476	3.1
松 葉	3,784	3,450	3,892	4,589	51,151	4,263	9.0
藤 心	1,595	1,890	1,472	1,992	22,580	1,882	4.0
沼 南	1,426	1,587	1,210	1,701	19,371	1,614	3.4
高 柳	1,442	1,285	1,528	1,700	19,933	1,661	3.5
こ ど も	1,891	1,633	2,054	1,996	25,714	2,143	4.5
合 計	42,001	42,058	41,855	49,223	565,968	47,164	100.0
月別比率(%)	7.4	7.4	7.4	8.7	100.0		

(4) 令和 3 年度館別月別登録状況 (個人)

(単位 : 人)

月 館名 \	R3年3月末 累計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
本館	19,217	227	222	201	332	295	177	188	136
豊四季台	4,249	41	38	47	45	40	43	31	33
田中	3,426	64	56	47	72	64	46	35	38
南部	3,174	65	58	53	81	100	58	44	45
西原	2,569	29	12	22	33	31	14	20	17
永楽台	2,977	21	14	19	35	41	18	25	16
布施	1,404	11	14	10	14	9	7	2	9
増尾	2,892	29	20	15	31	44	22	23	21
光ヶ丘	5,359	61	60	33	61	61	39	28	49
新富	2,776	23	25	21	40	33	19	14	23
高田	2,352	28	33	23	33	31	13	23	21
根戸	1,904	11	22	11	16	20	13	18	14
新田原	1,638	10	17	13	9	16	8	13	7
松葉	5,563	38	38	54	60	48	33	27	38
藤心	2,619	22	15	20	18	17	17	10	8
沼南	2,569	20	15	22	28	45	18	18	12
高柳	2,553	35	26	16	29	40	16	17	28
こども	6,872	61	82	90	123	108	67	55	48
合計	74,113	796	767	717	1,060	1,043	628	591	563

月 館名 \	12月	1月	2月	3月	新規登録 合計	除籍者数	R4年3月末 累計	館別登録者 比率 (%)	月平均
本館	156	178	169	206	2,487	4,609	17,095	25.7	207
豊四季台	29	18	32	45	442	803	3,888	5.7	37
田中	19	54	32	35	562	565	3,423	5.2	47
南部	28	28	48	53	661	807	3,028	4.6	55
西原	21	22	18	14	253	551	2,271	3.4	21
永楽台	16	21	8	16	250	602	2,625	4.1	21
布施	8	8	5	12	109	291	1,222	2.0	9
増尾	12	11	19	18	265	578	2,579	3.9	22
光ヶ丘	27	46	35	47	547	1,146	4,760	7.2	46
新富	20	23	21	17	279	592	2,463	3.7	23
高田	14	13	18	14	264	481	2,135	3.2	22
根戸	15	11	13	11	175	365	1,714	2.6	15
新田原	8	4	11	3	119	344	1,413	2.1	10
松葉	32	21	26	35	450	1,171	4,842	7.3	38
藤心	12	13	13	23	188	499	2,308	3.5	16
沼南	5	26	10	6	225	581	2,213	3.3	19
高柳	4	20	26	20	277	577	2,253	3.4	23
こども	45	41	62	69	851	1,544	6,179	9.3	71
合計	471	558	566	644	8,404	16,106	66,411	100.0	700

(5) 団体利用状況(令和3年度)

団体区分(一般)

(単位:点)

No.	団体名	貸出点数
1	(特) NPOこどもすペーす柏	50
2	あい保育園柏たなか駅前	789
3	あじさいの会	1
4	ヴィヴィアン亀甲台保育園	644
5	ヴィヴィアン保育園	339
6	お昼の読書会	57
7	かがみ読書会	39
8	かしわのはこころ保育園	301
9	かたくり 読書会	26
10	けやき教室	71
11	こどもプラス柏の葉教室	77
12	こども未来支援みらいのボクら	10
13	こぱんはうすさくら 大津ヶ丘教室	415
14	スマイル・キッズ増尾	261
15	つじなか柏の葉保育園	16
16	ハビー柏教室	162
17	ひまわり保育園・かしわ	28
18	ポレポレ (NPOこどもすペーす柏)	122
19	もじずり読書会	28
20	リトルガーデン柏の葉キャンパスインターナショナルスクール	395
21	ワーナーホーム (すくすく)	57
22	旭小子どもルーム	7
23	旭東小子どもルーム	298
24	永楽台児童センター	25
25	花野井小子どもルーム	612
26	株式会社 f r e e s t y l e	21
27	巻石堂さくら保育園	395
28	逆井小子どもルーム	126
29	光ヶ丘近隣センター内遊戯室	19
30	高田小子どもルーム	683
31	高柳児童センター	42
32	高柳小子どもルーム	60
33	咲さく良保育園	5
34	子育て支援課 ふれあい親子広場わいわい	3
35	市立柏病院内 ひまわり保育室	160
36	社会福祉法人 岡北福祉会 めばえ保育園	251
37	手賀東小子どもルーム	92
38	手作り科学館 E x e d r a (エクセドラ)	28
39	酒井根東小子どもルーム	61
40	松葉第一小子どもルーム	1,750
41	松葉読書会 れもん	50
42	松葉二小子どもルーム	754
43	生涯学習課家庭教育支援担当	6
44	西原小子どもルーム	856
45	西原幼稚園	116

No.	団体名	貸出点数
46	千葉県柏児童相談所	3,307
47	大樹デイサービス柏	18
48	大津ヶ丘第一小学校子どもルーム	120
49	中原小子どもルーム	1,307
50	田中小子どもルーム	1,953
51	土小おはなしひろば	1
52	土南部小子どもルーム	784
53	東葛飾地区母親読書センター	18
54	藤心小子どもルーム	225
55	特定非営利活動法人 真ごころ	19
56	南部みんなの広場	41
57	柏E C E C保育園	17
58	柏ひまわり保育園	131
59	柏市布施近隣センター生涯学習	7
60	柏市文化課	1
61	柏市立松葉保育園	16
62	柏第一小子どもルーム	180
63	柏第五小子どもルーム	12
64	柏第四小子どもルーム	155
65	柏第七小子どもルーム	82
66	柏六小子どもルーム	859
67	美南園	506
68	富勢小子どもルーム	1,551
69	富勢西小子どもルーム	522
70	布施近隣センター遊戯室	239
71	風早北部小子どもルーム第二保育室	279
72	風早北部小学校こどもルーム	5
73	福祉朗読ハルの会	81
74	保育所 ちびっこランドまつば園	199
75	放課後デイサービス アワー柏増尾台	134
76	放課後等ディサービス こどもプラス柏教室	236
77	豊小子どもルーム	15
78	北柏駅前保育園わらび	12
79	木下の介護リアンレーヴ柏	10
一般 合計		23,350

団体区分(読み聞かせ)

(単位:点)

No.	団体名	貸出点数
1	ありえってい	5
2	おかあさんのおはなし会	66
3	おはなし あのね	61
4	おはなしおはなしグーチョキパー	37
5	おはなしたまてばこ	6
6	おはなしランド	2
7	シャリエお話会	63
8	たかちやんのおはなし会	2
9	にじいろ おはなしかい	11
10	ミニシアター はらぺこくん	11
11	育児サークルほしの子	239
12	高柳小学校読み聞かせボランティアの会	90
13	藤心小学校図書ボランティア「おはなし会きらきら」	5
14	富勢小おはなしのへや	122
読み聞かせ 合計		720

団体区分（学校支援）

(単位:点)

No.	団体名	貸出点数
1	市立柏高等学校	102
2	柏市立花野井小学校 司書教諭	53
3	柏市立逆井中学校	30
4	柏市立光ヶ丘小学校 司書教諭	73
5	柏市立光ヶ丘中学校	173
6	柏市立光ヶ丘中学校 司書教諭	205
7	柏市立高田小学校 司書教諭	25
8	柏市立高柳小学校	74
9	柏市立高柳小学校 司書教諭	302
10	柏市立高柳西小学校	95
11	柏市立高柳西小学校 司書教諭	177
12	柏市立高柳中学校	23
13	柏市立手賀西小学校 司書教諭	237
14	柏市立手賀中学校 司書教諭	161
15	柏市立手賀東小学校 司書教諭	7
16	柏市立酒井根小学校 司書教諭	182
17	柏市立酒井根西小学校 司書教諭	136
18	柏市立酒井根中学校 司書教諭	28
19	柏市立酒井根東小学校	36
20	柏市立松葉第二小学校 司書教諭	5
21	柏市立松葉中学校 司書教諭	3
22	柏市立西原小学校	32
23	柏市立西原中学校 司書教諭	4
24	柏市立増尾西小学校 司書教諭	547
25	柏市立大津ヶ丘中学校	59
26	柏市立大津ヶ丘中学校 司書教諭	1
27	柏市立中原中学校 司書教諭	25
28	柏市立田中小学校 司書教諭	156
29	柏市立田中中学校	24
30	柏市立田中中学校 司書教諭	56
31	柏市立田中北小学校	3
32	柏市立土小学校 司書教諭	4
33	柏市立土南部小学校 司書教諭	29
34	柏市立藤心小学校	34
35	柏市立藤心小学校 司書教諭	1
36	柏市立南部中学校 司書教諭	10
37	柏市立柏の葉小学校	42
38	柏市立柏の葉中学校	63
39	柏市立柏の葉中学校 司書教諭	394
40	柏市立柏第一小学校 司書教諭	25
41	柏市立柏第五小学校 司書教諭	74
42	柏市立柏第五中学校 司書教諭	2
43	柏市立柏第三小学校 司書教諭	49
44	柏市立柏第三中学校	12
45	柏市立柏第四小学校	62

No.	団体名	貸出点数
46	柏市立柏第四中学校	37
47	柏市立柏第四中学校 司書教諭	9
48	柏市立柏第七小学校	20
49	柏市立柏第二中学校	9
50	柏市立柏第二中学校 司書教諭	8
51	柏市立柏第八小学校	75
52	柏市立柏第八小学校 司書教諭	55
53	柏市立柏中学校	11
54	柏市立富勢小学校	24
55	柏市立富勢小学校 司書教諭	5
56	柏市立富勢西小学校	8
57	柏市立富勢西小学校 司書教諭	99
58	柏市立富勢中学校	51
59	柏市立富勢中学校 司書教諭	6
60	柏市立富勢東小学校 司書教諭	78
61	柏市立風早中学校	88
62	柏市立風早南部小学校 司書教諭	39
63	柏市立豊四季中学校	189
64	柏市立名戸ヶ谷小学校 司書教諭	504
65	麗澤中・高等学校	20
	学校支援 合計	5,170

団体区分（相互協力）

(単位：点)

No.	団体名	貸出点数
1	県立西部図書館	80
2	県立中央図書館	22
3	県立東部図書館	32
4	我孫子市民図書館	461
5	市川市中央図書館	415
6	印西市立図書館	209
7	浦安市立図書館	272
8	柏中央高校	1
9	鎌ヶ谷市立図書館	175
10	白井市立図書館	94
11	流山市立図書館	175
12	流山市立森の図書館	42
13	流山市立木の図書館	62
14	野田市立興風図書館	245
15	船橋市立中央図書館	211
16	船橋市立西図書館	349
17	船橋市立北図書館	239
18	船橋市立東図書館	331
19	松戸市立図書館	561
20	いすみ市大原公民館図書室	32
21	市原市立図書館	33
22	香取市立佐原中央図書館	20
23	香取市立小見川図書館	5
24	木更津市立図書館	87
25	君津市立図書館	52
26	栄町図書室 ふれあいプラザさかえ図書室	21
27	佐倉市立佐倉図書館	6
28	佐倉市立志津図書館	98
29	佐倉市立佐倉南図書館	12
30	山武市成東図書館	19
31	山武市松尾図書館	34
32	山武市さんぶの森図書館	44
33	酒々井町立図書館	31
34	匝瑳市八日市場図書館	2
35	袖ヶ浦市立図書館	49
36	千葉市立中央図書館	88
37	千葉市立花見川図書館	3
38	千葉市立みやこ図書館	24
39	千葉市立稻毛図書館	34
40	千葉市立若葉図書館	11
41	千葉市立緑図書館	11
42	千葉市立美浜図書館	23
43	銚子市立公正図書館	17
44	長生村文化会館図書室	6
45	富里市立図書館	23

No.	団体名	貸出点数
46	習志野市立図書館	261
47	成田市立図書館	47
48	茂原市立図書館	36
49	八街市立図書館	68
50	八千代市立八千代台図書館	15
51	八千代市立大和田図書館	29
52	八千代市立勝田台図書館	32
53	八千代市立緑が丘図書館	21
54	横芝光町立図書館	44
55	四街道市立図書館	30
56	流通経済大学付属柏高校	9
57	旭市立図書館	4
58	大網白里市図書室	16
59	勝浦市立図書館	9
60	鴨川市立図書館	19
61	多古町立図書館	11
62	館山市立図書館	7
63	東金市立図書館	31
64	南房総市千倉図書館	11
65	相互貸借 県内	22
66	相互貸借 県外	32
	相互協力 合計	5,515

(6) 視聴覚資料利用状況（令和3年度）

視聴覚資料所蔵点数

(単位：点)

CD	テープ	DVD	ビデオ	合計
5,355	226	1,071	139	6,791

視聴覚資料貸出状況

(単位：点)

CD	テープ	DVD	ビデオ	合計
11,015	95	4,228	41	15,379

(7) 障がい者サービス（令和3年度）

項目 月	利用者数 (人)	登録状況(人)			貸出状況		
		新規	除籍	合計	図書(冊)	視聴覚資料 (点)	合計
4月	9	0	0	0	15	0	15
5月	17	0	0	0	44	0	44
6月	12	0	0	0	21	0	21
7月	12	0	0	0	18	0	18
8月	6	0	0	0	16	0	16
9月	15	0	0	0	28	0	28
10月	16	0	0	0	29	0	29
11月	15	0	0	0	31	0	31
12月	18	0	0	0	37	1	38
1月	13	0	0	0	21	2	23
2月	8	0	0	0	19	0	19
3月	9	1	0	1	17	0	17
合計	150	1	0	1	296	3	299

(8) リサイクル図書

利用者数（人）	冊数（冊）
1,426	2,944

(9) コピー利用状況

件数（件）	枚数（枚）
1,678	12,707

(10) 予約受付件数・処理件数（令和3年度）

ア 予約受付件数・取消件数（一般/児童/雑誌/視聴覚資料別）

	予約受付件数	予約取消件数
一般	352,978	37,908
児童	125,994	11,285
視聴覚	5,941	478
雑誌	20,993	2,031
合計	505,906	51,702

(単位：件)

※R3.4.1～R4.3.31に予約受付・取消された件数

イ 予約提供件数・提供不能件数（一般/児童/雑誌/視聴覚資料別）（単位：件）

	提供件数	提供件数（内訳）			提供不能件数
		所蔵	購入	借用	
一般	314,239	307,011	3,515	3,713	173
児童	116,172	115,554	334	284	26
視聴覚	5,695	5,695	0	0	0
雑誌	19,064	19,003	0	61	0
合計	455,170	447,263	3,849	4,058	199

※R3.4.1～R4.3.31に予約に基づいて処理した件数

※前年度に受け付けた予約分も処理が完結するのが翌年度になることがあるので「ア 予約受付件数・取消件数」とは一致しない。

11 逐次刊行物について

(1) 令和3年度購読雑誌

*誌名に『月刊』『週刊』が付く場合は誌名扱いとし、誌名の五十音順に配列

*購読の他、寄贈受け入れによる雑誌については、掲載外。

No.	雑誌名	刊行頻度	本館	豊四季台	四 田	中	南 部	西 原	永 楽 台	布 施	増 尾	光 ヶ 丘	新 富	高 田	根 戸	新 田 原	松 葉	藤 心	沼 南	高 柳	こ ど も
1	愛犬の友	隔月刊											○								
2	AERA	週刊	○								○										
3	AERA with Kids	季刊																○			
4	アヒカメラ	月刊									○										
5	明日の友	隔月刊	○																		
6	アニメージュ	月刊	○																		
7	ALPS	季刊	○																		
8	安心	月刊											○								
9	&Premium	月刊									○							○			
10	家の光	月刊															○				
11	囲碁未来	月刊	○															○			
12	一枚の繪	月刊																○			
13	一個人	月刊									○							○			
14	ENGLISH JOURNAL	月刊	○																		
15	Will	月刊	○																		
16	VERY(ヴェリィ)	月刊										○	○								
17	うかたま	季刊		○																	
18	潮	月刊	○																		
19	美しいキモノ	季刊		○																	
20	英語教育	月刊	○																		
21	栄養と料理	月刊	○																		
22	Yellsports千葉	隔月刊	○																		
23	エクステリア&ガーデン	季刊									○										
24	SFマガジン	隔月刊	○																		
25	ESTRELA(エストレーラ)	月刊	○																		
26	ESSE(エッセ)	月刊	○	○					○			○		○		○		○			
27	NHK 囲碁講座	月刊			○																
28	NHK ガッテン	季刊																○	○		
29	NHK きょうの健康	月刊	○	○	○			○		○	○	○	○	○			○	○			
30	NHK きょうの料理	月刊	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
31	NHK きょうの料理 ビギナーズ	月刊																	○		
32	NHK 趣味の園芸	月刊	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
33	NHK 趣味の園芸 やさいの時間	月刊																	○		
34	NHK 将棋講座	月刊															○				
35	NHK すてきにハンドメイド	月刊	○		○						○	○		○	○		○	○		○	
36	エレキッセレクション	月刊	○																		
37	MJ 無線と実験	月刊	○																		
38	LDK	月刊	○															○			
39	ELLE DECOR (エルデコ)	隔月刊	○																		
40	園芸かのん	季刊									○										
41	園芸JAPAN	月刊														○					
42	演劇界	月刊	○																		
43	えんぶ	隔月刊	○																		
44	OCEANS	月刊																	○		
45	オール讀物	月刊	○	○								○	○								
46	男の隠れ家	月刊												○							
47	おとなの週末	月刊								○											
48	オレンジ・ペーパー	月2回刊	○		○													○			
49	音楽と人	月刊														○					
50	音楽の友	月刊	○																		
51	CAR and DRIVER	月刊							○												

No.	雑誌名	刊行頻度	本館	豊四季台	四田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳	こども
52	Casa BRUTUS	月刊																	○	
53	ガーテン&ガーデン	季刊									○									
54	岳人	月刊															○			
55	學鑑	その他	○																○	
56	かぞくのじかん	季刊										○							○	
57	学校図書館	月刊	○																	
58	葛飾文藝	その他	○																	
59	Cut	月刊								○										
60	家庭画報	月刊										○				○	○			
61	ガバナス	月刊	○																○	
62	カメラマン	その他																○		
63	かりん	月刊	○																	
64	季刊iichiko	季刊	○																	
65	企業診断	月刊	○																	
66	キネマ旬報	月2回刊	○																	
67	CAPA	日刊															○			
68	近代盆栽	月刊	○																	
69	ku:nel (クネル)	隔月刊						○							○					
70	Goods Press (グッズアーレス)	月刊															○			
71	暮しの手帖	隔月刊	○	○	○	○	○				○		○	○	○					
72	クラッシャイ	月刊	○																	
73	ぐるっと千葉	月刊	○																	
74	CREA(クレア)	その他						○												
75	クロワゼ	季刊			○															
76	クロワッサン	月2回刊	○	○		○							○		○	○				
77	群像	月刊	○																	
78	経済セミナー	隔月刊	○																	
79	芸術新潮	月刊	○																	
80	GOETHE(ゴーテ)	月刊					○													
81	月刊 京都	月刊	○																	
82	月刊 ク-ヨン	月刊																○		
83	月刊 暮ワールド	月刊														○				
84	月刊 自家用車	月刊															○			
85	月刊 社会教育	月刊	○																	
86	月刊新聞ダッシュ	月刊	○																	
87	月刊専門料理	月刊	○																	
88	月刊 天文ガイド	月刊	○																	
89	月刊 ナーシング	月刊	○																	
90	月刊 Newsがわかる	月刊	○																	
91	月刊 バスケットボール	月刊							○											
92	月刊 福祉	月刊	○																	
93	月刊 武道	月刊	○																	
94	月刊 星ナビ	月刊	○																	
95	月刊 UP(ユーピー)	月刊	○																	
96	月刊 リバーラタ임	月刊	○																	
97	月刊 旅行読売	月刊									○									
98	健康	月刊				○	○													
99	健康365	月刊	○																	
100	現代詩手帖	月刊	○																	
101	現代の図書館	季刊	○																	
102	鴻	月刊	○																	
103	航空ファン	月刊	○																	
104	皇室	季刊	○																	
105	江南文学	季刊	○																	

No.	雑誌名	刊行頻度	本館	豊四季台	四	田	中	南	部	西	原	永樂台	布施	増尾	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳	こども
106	国鉄時代	季刊	○																					
107	国立国会図書館月報	月刊	○																					
108	コットンフレンド	季刊								○														
109	kodomoe	隔月刊																○					○	
110	こどもとしょかん	季刊	○																					
111	子どもと読書	隔月刊	○																					
112	子供の科学	月刊	○																					
113	子どもの本棚	月刊	○																					
114	この本読んで!	季刊																					○	
115	コミュニティ	年2回刊	○																					
116	GOLF DIGEST (ゴルフダッシュエスト)	月刊																				○		
117	サッカーダッシュエスト	月2回刊																				○		
118	THE21	月刊														○								
119	Safari	日刊																				○		
120	サンキュ!	月刊		○	○																	○		
121	サンデー毎日	週刊			○																			
122	散歩の達人	月刊										○							○					
123	CDJournal	月刊	○																					
124	JR時刻表	月刊		○	○						○			○								○		
125	JJ(ジェイ・エイ)	月刊			○																			
126	JTB時刻表	月刊	○	○	○	○					○			○	○	○	○	○	○	○				
127	鳴	月刊	○																					
128	市政	月刊	○																					
129	思想	月刊	○																					
130	city & life	季刊	○																					
131	児童文芸	隔月刊	○																					
132	終活読本ソナエ	季刊														○								
133	週刊 朝日	週刊		○							○			○			○	○	○					
134	週刊 エコノミスト	週刊	○																					
135	週刊金曜日	週刊	○																					
136	週刊新刊全点案内	週刊	○																					
137	週刊 新潮	週刊	○												○									
138	週刊ダ・イヤモンド	週刊	○																					
139	週刊 東洋経済	週刊	○																					
140	週刊 文春	週刊	○									○			○	○	○	○	○	○	○			
141	週刊 ベースボール	週刊	○																					
142	ジャーリスト	月刊	○																					
143	将棋世界	月刊	○													○								
144	小説現代	月刊		○											○									
145	小説新潮	月刊	○									○												
146	小説推理	月刊													○									
147	小説すばる	月刊											○											
148	小説宝石	月刊										○												
149	商店建築	月刊	○																					
150	書斎の窓	隔月刊	○																					
151	女性情報	月刊	○																					
152	新建築	月刊	○																					
153	新潮	月刊	○																		○			
154	新幼児と保育	隔月刊	○																					
155	数学セミナー	月刊	○																					
156	スクリーン	月刊																				○		
157	STORY(ストーリイ)	月刊		○											○									
158	すばる	月刊	○																					
159	Sports Graphic Number	月2回刊																○						
160	住まいの設計	隔月刊										○	○								○			

No.	雑誌名	刊行頻度	本館	豊四季台	四中	田南	西部	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳	こども
161	スマッシュ	月刊									○									
162	住む	季刊		○																
163	相撲	月刊	○																	
164	青春と読書	月刊	○																	
165	声優アニメイア	月刊	○																	
166	正論	月刊	○																	
167	世界	月刊	○																	
168	世界の艦船	月刊	○																	
169	壮快	月刊									○									
170	蕎麦春秋	季刊	○																	
171	Tarzan (ターザン)	月2回刊															○			
172	TIME (タイム)	週刊	○																	
173	DIME (ダイム)	月刊							○											
174	Diamond ZAi(ザイ)	月刊		○	○												○			
175	DIAMONDハーバード・ビジネス・レピュー	月刊	○																	
176	太陽の舟	月刊	○																	
177	ダ・ヴィンチ	月刊							○											
178	旅と鉄道	日刊				○														
179	旅の手帖	月刊	○			○	○									○	○			
180	たまごクラブ	月刊																○		
181	タラの木	その他	○																	
182	短歌	月刊	○																	
183	ダ・ソスマガジン	月刊	○																	
184	淡青	その他	○																	
185	dancyu (ダ・ンチュウ)	月刊																○		
186	地域防災	日刊	○																	
187	ちいさいなかま	月刊																○		
188	地方自治	月刊	○																	
189	チャイルドヘルス	月刊																○		
190	中央公論	月刊	○																	
191	チルチンびと	その他															○			
192	つり人	月刊	○																	
193	Discover Japan	月刊	○																	
194	ティーズ・ニーファン	月刊														○	○			
195	鉄道ジャーナル	月刊	○		○	○														
196	鉄道ダイヤ情報	月刊									○									
197	鉄道ピクトリアル	月刊	○																	
198	鉄道ファン	月刊	○	○											○	○	○			
199	天然生活	月刊		○							○	○								
200	投資手帖	月刊	○																	
201	特選街	月刊												○						
202	tocotoco(トコトコ)	季刊																○		
203	図書	月刊	○																	
204	図書館雑誌	月刊	○																	
205	DOS/V POWER REPORT	月刊										○								
206	Domani	月刊															○			
207	NATIONAL GEOGRAPHIC(日本版)	月刊	○																	
208	ナチュラ	季刊															○			
209	日経Woman	月刊	○	○																
210	日経エンタテインメント	月刊														○				
211	日経コンピュータ	隔週刊	○																	
212	日経サイエンス	月刊	○																	

No.	雑誌名	刊行頻度	本館	四季台	豊田	中南部	西原	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳	こども
213	日経トップリーダー	月刊	○																	
214	日経TRENDY	月刊	○	○											○	○				
215	日経パソコン	隔週刊	○																	
216	日経ビューティー	月刊							○	○					○		○			
217	日経ビューネス	週刊	○																	
218	日経ヘルス	月刊						○	○				○							
219	日経マネー	月刊		○				○	○											
220	日本語教育ジャーナル	季刊	○																	
221	日本児童文学	隔月刊	○																	
222	Newsweek 日本版	週刊	○																	
223	Newtype(ニュータイプ)	月刊	○																	
224	Newton(ニュートン)	月刊	○																	
225	ぬかる道	月刊	○																	
226	ねこ	季刊					○													
227	野田文学	その他	○																	
228	non-no(ノンノ)	月刊										○								
229	HERS	季刊										○								
230	俳句	月刊	○																	
231	BiCYCLE CLUB	月刊	○																	
232	HugMug	年2回刊															○			
233	Happy-Note	その他															○			
234	母の友	月刊															○			
235	haru-mi(ハルミ)	月刊	○		○												○			
236	ハルメク	月刊	○													○	○			
237	Band Journal	月刊					○													
238	判例時報	月3回刊	○																	
239	BE-PAL(ビーパル)	月刊						○												
240	美術手帖	月刊	○																	
241	ひよこクラブ	月刊						○			○	○					○			
242	Hir@ganaTimes (ヒラガナタイムズ)	月刊	○																	
243	ファイナンス	月刊	○																	
244	Fishing Cafe	季刊	○		○												○			
245	婦人画報	月刊						○									○			
246	婦人公論	月2回刊	○	○	○						○									
247	婦人之友	月刊	○		○		○													
248	HULA Le'a(フラレア)	季刊																○		
249	FLIX(フリックス)	隔月刊																○		
250	BRUTUS	月2回刊					○													
251	アレジデント	月2回刊														○				
252	PRESIDENT WOMAN PREMIER	季刊													○					
253	アレジデント Family	季刊						○		○								○		
254	Precious	月刊					○													
255	Pre-mo (アーモ)	月刊																○		
256	文學界	月刊	○																	
257	文藝	季刊	○																	
258	文藝春秋	月刊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
259	BEST FLOWER ARRANGEMENT	季刊					○													
260	Baby-mo(ベイモ)	季刊	○	○														○		
261	Pen	月2回刊								○										
262	ほいくあっぷ	月刊																○		
263	Voice(ボイス)	月刊	○																	
264	法学教室	月刊	○																	

No.	雑誌名	刊行頻度	本館	豊四季台	四	田	南	西原	永樂台	布施	増尾	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳	こども	
265	法学セミナー	月刊	○																			
266	訪問看護と介護	月刊	○																			
267	ぽらん	その他	○																			
268	本郷	隔月刊	○																			
269	本の雑誌	月刊	○																			
270	Mart(マート)	月刊		○									○	○						○		
271	MyGARDEN(マイガーデン)	季刊		○																		
272	毎日フォーラム	月刊	○																			
273	横	その他	○																			
274	Mac Fan	月刊	○																			
275	MAMOR	月刊	○																			
276	みすず	月刊	○																			
277	Mr.PC	月刊			○																	
278	ミスティマガジン	隔月刊	○																			
279	ミセス	月刊	○														○					
280	ミセスのスタイルブック	季刊										○										
281	未来	季刊	○																			
282	みんなの図書館	月刊	○																			
283	Men'sEx (メンズ イーエックス)	月刊	○																			
284	Men's non-no	月刊																○	○			
285	MORE(モア)	月刊											○	○								
286	Motorcyclist	月刊							○													
287	MOTOR MAGAZINE (モーターマガジン)	月刊	○																			
288	文字の大きな時刻表	季刊								○								○				
289	Model Graphix (モデルグラフィックス)	月刊																○				
290	momo	日刊																		○		
291	やさい畠	季刊							○													
292	山と渓谷	月刊	○																			
293	ユーモラブレス	季刊	○																			
294	ゆうゆう	月刊								○	○											
295	ユリイカ	月刊	○																			
296	ラジオ深夜便	月刊	○																			
297	LAMER	隔月刊	○																			
298	ランナーズ	月刊																○				
299	LEE(リー)	月刊															○	○	○			
300	れいろう	月刊	○																			
301	歴史街道	月刊		○													○					
302	歴史群像	隔月刊			○																	
303	レタスクラブ	月刊									○									○		
304	わかさ	月刊															○					
305	私のカントリー	季刊						○														
306	和楽	隔月刊						○														
307	ワントーフォーゲル	隔月刊				○																

(2) 令和3年度購読新聞一覧

分類	紙名	配架館	保存期間
一般紙	朝日新聞*	本館	3ヶ月
		西原	2ヶ月
		永楽台	2ヶ月
		布施	2ヶ月
		増尾	2ヶ月
		沼南	2ヶ月
	産経新聞*	本館	1年
		高田	2ヶ月
		藤心	2ヶ月
		布施	2ヶ月
		増尾	2ヶ月
		東京新聞*	1年
	日本経済新聞*	本館	2ヶ月
		西原	2ヶ月
		南部	2ヶ月
		永楽台	2ヶ月
		本館	3ヶ月
		光ヶ丘	2ヶ月
	毎日新聞*	松葉	2ヶ月
		豊四季台	2ヶ月
		沼南	2ヶ月
		本館	3ヶ月
		光ヶ丘	2ヶ月
		根戸	2ヶ月
	読売新聞*	豊四季台	2ヶ月
		南部	2ヶ月
		本館	3ヶ月
		新富	2ヶ月
		高田	2ヶ月
		新田原	2ヶ月
	朝日小学生新聞	松葉	2ヶ月
		藤心	2ヶ月
		田中	2ヶ月
		本館	1年
		西原	1年
		永楽台	1年
	朝日中高生新聞	沼南	1年
		本館	1年
		布施	1年
		増尾	1年
		高柳	1年
		本館	1年
	毎日小学生新聞	光ヶ丘	1年
		根戸	1年
		豊四季台	1年
		南部	1年
		本館	1年
		新田原	1年
	読売KODOMO新聞	松葉	1年
		田中	1年
		こども	1年
		本館	1年
		新富	1年
		高田	1年
	読売中高生新聞	藤心	1年

分類	紙名	配架館	保存期間
地方紙	柏市民新聞	本館	永年
		豊四季台	1年
		田中	1年
		西原	1年
		南部	1年
		布施	1年
		永楽台	1年
		増尾	1年
		光ヶ丘	1年
		新富	1年
千葉日報	千葉日報	高田	1年
		根戸	1年
		新田原	1年
		高柳	1年
		こども	1年
		本館	3ヶ月
スポーツ紙	東葛まいにち	新富	2ヶ月
		根戸	2ヶ月
		新田原	2ヶ月
		高柳	2ヶ月
専門紙	東葛まいにち	本館	永年
		スポーツニッポン	本館
		日刊工業新聞	本館
		日経産業新聞	本館
外国語紙	日経流通新聞	本館	1年
		The Japan Times	本館
		The Japan News	本館

*一般紙の分館の配架は朝刊のみ。

(3) オンラインデータベース

すべて本館参考資料室内での提供

名 称	収録内容
聞蔵II ビジュアル（朝日新聞） (現：朝日新聞クロスサーチ)	「朝日新聞縮刷版」1945年～1989年の記事検索と紙面イメージ 「朝日新聞」1985年以降の記事検索 「AERA」1988年5月（創刊）以降の記事検索 「週刊朝日」2000年4月以降の閲覧（ただしニュース面のみ） 「知恵蔵（現代用語辞典）」の閲覧
ヨミダス歴史館（読売新聞）	「読売新聞」1986年9月以降のテキスト記事検索 「The Japan News（旧 The Daily Yomiuri）」1989年以降の記事検索 (ただし一部の記事のみ) 「現代人名録」
日経テレコン21（日本経済新聞）	「日本経済新聞」1981年10月以降の記事（全文収録）の検索 1975年4月以降の朝夕刊の見出しと一部記事の抄録 「日経産業新聞」1981年10月以降の記事検索 「日経MJ（日経流通新聞）」1985年以降の記事検索 その他、日経速報ニュース、人事異動情報、統計、各種データなどの記事検索など
官報情報検索サービス	昭和22年5月3日（日本国憲法施行日）分から直近までの官報情報の検索・閲覧

(4) 縮刷版, マイクロフィルム等各種資料所蔵状況

資料名	所蔵
官報	昭和 39 年(欠あり), 昭和 40 年～昭和 57 年(マイクロフィルム) 昭和 22 年 5 月～(データベース) 3 年現物保存
千葉県報	2 年保存
新聞縮刷版	朝日新聞 明治 35 年 5 月～ 欠号: 昭和 35 年 5 月, 昭和 37 年 2 月・10 月, 昭和 40 年 3～6 月, 昭和 44 年 8 月
	毎日新聞 昭和 48 年 3 月～ 欠号: 昭和 60 年 9 月～12 月
	読売新聞 昭和 37 年 10・11 月, 昭和 38 年 6 月, 昭和 48 年 3 月～
	日本経済新聞 昭和 48 年 3 月～ 欠号: 平成 9 年 4 月
	千葉日報 昭和 51 年 7 月, 昭和 52 年 4 月～平成 16 年 3 月 平成 16 年 4 月～(CD-ROM 及び DVD-ROM)
朝日新聞(全国版)	昭和 35 年 5 月, 昭和 37 年 2 月, 昭和 40 年 3～6 月, 昭和 44 年 8 月(マイクロフィルム)
毎日新聞(全国版)	昭和 60 年 9 月～12 月(マイクロフィルム)
朝日新聞(千葉版)	昭和 28 年～平成 22 年 4 月(マイクロフィルム)
毎日新聞(全地方版)	平成 26 年～令和 2 年(DVD-ROM)
毎日新聞(千葉版)	昭和 2 年～平成 23 年 4 月(マイクロフィルム) 平成 24 年～25 年(DVD-ROM)
読売新聞(千葉版)	昭和 41 年～平成 22 年 12 月(マイクロフィルム) 平成 24 年～28 年(DVD-ROM)
柏市民新聞	昭和 31 年～平成 13 年(マイクロフィルム) 昭和 31 年～63 年(現物 閲覧不可) 平成 14 年・15 年欠号 平成 16 年～(現物) 欠号(昭和 63 年 4 月～平成 3 年 3 月まで休刊)
電話帳	全国版(欠号あり) 最新版のみ
住宅地図	柏市 1959(昭和 34) 年～(欠あり)
	松戸市 1980(昭和 55) 年～(欠あり)
	流山市 1973(昭和 48) 年～(欠あり)
	我孫子市 1973(昭和 48) 年～(欠あり)
	野田市 1981(昭和 56) 年～(欠あり)
	白井市 2004(平成 16) 年～(欠あり)
	鎌ヶ谷市 1985(昭和 60) 年, 2004(平成 16) 年～(欠あり)
	印西市 2005(平成 17) 年～(欠あり)
	沼南町 1980(昭和 55) 年～2003(平成 15) 年(欠あり), 2007(平成 19) 年から, 合併により柏市版に収録

(5) 永年保存雑誌所蔵

雑誌名	所蔵
「あうる」 (旧誌名:図書館の学校)	【合冊製本】 2000年1月(通巻1号)～2004年12月(通巻60号) 欠号あり
	2005年1月(通巻61号)～2011年2月(通巻99号) 欠号あり
朝日ジャーナル	【合冊製本】 1959年3.15(1巻1号通巻1号)～1992年5.29(34巻22号通巻1750号)欠号あり
医道の日本	【合冊製本】 1983年7月(通巻467号)～1998年8月(通巻650号)
学校図書館	【合冊製本】 1988年5月(通巻451号)～2006年12月(通巻674号)欠号あり
	2007年1月(通巻675号)～継続
葛飾文藝	2002年7.10(54号)～継続 欠号あり
かりん	2010年1月(33巻1号通巻381号)～継続
暮らしの手帖	【合冊製本】 ・一世紀 1949年10月(通巻5号)～1969年4月(通巻100号)欠号あり
	・二世紀 1969年7月(通巻1号)～1986年2月(通巻100号)
	・三世紀 1986年3・4月(通巻1号)～2002年11月(通巻100号)
	・四世紀 2002年12月(通巻1号)～2005年1月(通巻13号)
	2005年2月(通巻14号)～継続 欠号あり
群像	1961年6月(16巻6号)～継続 欠号あり
現代の図書館	【合冊製本】 1970年1月(8巻1号)～2004年12月(42巻4号)
	2005年3月(43巻1号)～継続
鴻	2010年9月(5巻9号通巻51号)～継続 欠号あり
江南文学	【合冊製本】 1973年6月(創刊号)～2007年12月(通巻55号)欠号あり
	2008年6月(通巻56号)～継続 欠号あり
国文学 解釈と鑑賞	1979年7月(44巻8号通巻569号)～2011年10月(76巻10号通巻965号)欠号あり
国立国会図書館月報	1979年1.20(通巻214号)～継続 欠号あり
子どもと読書	【合冊製本】 1988年5月(18巻5号通巻201号)～2005年(通巻354号)
	2006年1月(通巻355号)～継続
こどもとしょかん	2001年春(通巻89号)～継続

雑誌名	所蔵
子どもの本棚	【合冊製本】 1971年1号～2006年12月(35巻12号通巻458号)欠号あり 2007年1月(36巻1号通巻459号)～継続
子どもと昔話	【合冊製本】 2000年4月(通巻3号)～2005年(通巻25号) 欠号あり 2006年1月(通巻26号)～継続
子どもの館	1974年4月(2巻4号通巻11号)～1983年3月(11巻3号通巻118号)
月刊社会教育	【合冊製本】 1974年4月(18巻4号通巻197号)～2006年12月(通巻614号)欠号あり 2009年1月(通巻639号)～継続 欠号あり
ジュリスト	【合冊製本】 1953年6.1(通巻35号)～1966年12月15日(通巻360号)欠号あり 1967年1月(通巻361号)～継続 欠号あり
週刊金曜日	【合冊製本】 1993年11.5(通巻1号)～1997年12月19日(通巻204号)欠号あり 2006年3.3(通巻596号)～継続 欠号あり
新潮	1977年4月(74巻4号通巻866号)～継続 欠号あり
ずいひつ流星	2006年1月～継続 欠号あり
太陽の舟	2010年1月(32巻1号)～継続 欠号あり
タラの木	1994年6月(2号)～継続 欠号あり
地方自治	【合冊製本】 1983年8月(通巻429号)～2011年12月(通巻769号) 欠号あり 2012年1月(通巻770号)～継続 欠号あり
図書館雑誌	復刻版 1907年10.17(通巻1号)～1944年8.15(通巻294号) 【合冊製本】 1965年1月(59巻1号通巻59号)～2006年12月(100巻12号通巻997号) 2007年1月(101巻1号通巻998号)～継続
日本児童文学	1971年8(17巻8号通巻178号)～継続 欠号あり
野田文学	2002年(3号)～継続 欠号あり
判例時報	1977年7.21(通巻852号)～継続 欠号あり
法学教室	1980年10(通巻1号)～継続 欠号あり

雑誌名	所蔵
ぽらん	【合冊製本】 1983年(通巻1号)～2009年(通巻54号)欠号あり
	2010年(通巻55号, 56号)
みんなの図書館	【合冊製本】 1978年12月(通巻17号)～2010年12月(通巻404号)欠号あり
	2005年1月(通巻333号)～継続
れいろう	2011年1月(通巻648号)～継続 欠号あり
歴史読本	1973年4月(18巻4号)～2015年秋(60巻6号)欠号あり

12 法規関係

1 社会教育法

昭和24年6月10日

昭和二十四年法律第二百七号

最終改正 令和4年6月17日

令和4年法律第六八号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公

共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関するここと。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関するここと。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関するここと。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第七条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適當とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならぬ。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事等

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

- ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの
(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うものほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第三章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指

導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていらない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(報告)

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

第十九条 削除

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになつたとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に關し、その

求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第六章 学校施設の利用

(適用範囲)

第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは

理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

(学校施設利用の許可)

第四十五条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第七章 通信教育

(適用範囲)

第四十九条 学校教育法第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

第五十条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第五十一条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

(認定手数料)

第五十二条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

第五十三条 削除

(郵便料金の特別取扱)

第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第五十五条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

(報告及び措置)

第五十六条 文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

第五十七条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

附 則（略）

2 図書館法

昭和25年4月30日
昭和二十五年法律第百十八号
最終改正 令和元年6月7日
令和元年法律第二十六号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができるもので次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）

である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関する協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 (略)

3 図書館法施行令

昭和34年4月30日

昭和三十四年政令第百五十八号

内閣は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二十条第二項の規定に基き図書館法施行令（昭和二十五年政令第二百九十三号）の全部を改正するこの政令を制定する。

図書館法第二十条第一項に規定する図書館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 施設費 施設の建築に要する本工事費附帯工事費及び事務費
- 二 設備費 図書館に備え付ける図書館資料及びその利用のための器材器具の購入に要する経費

附 則（略）

4 図書館法施行規則

昭和25年9月6日
昭和二十五年文部省令第二十七号
最終改正：令和4年9月30日
令和四年文部科学省令第三十四号

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第六条第二項、第十九条及び附則第十項の規定に基き、図書館法施行規則を次のように定める。

第一章 図書館に関する科目

第一条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第五条第一項第一号に規定する図書館に関する科目は、次の表に掲げるものとし、司書となる資格を得ようとする者は、甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	二
	図書館概論	二
	図書館制度・経営論	二
	図書館情報技術論	二
	図書館サービス概論	二
	情報サービス論	二
	児童サービス論	二
	情報サービス演習	二
	図書館情報資源概論	二
	情報資源組織論	二
	情報資源組織演習	二

乙群	図書館基礎特論	一
	図書館サービス特論	一
	図書館情報資源特論	一
	図書・図書館史	一
	図書館施設論	一
	図書館総合演習	一
	図書館実習	一

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

第二章 司書及び司書補の講習

(趣旨)

第二条 法第六条に規定する司書及び司書補の講習については、この章の定めるところによる。

(司書の講習の受講資格者)

第三条 司書の講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校若しくは法附則第十項の規定により大学に含まれる学校を卒業した者
- 二 法第五条第一項第三号イからハまでに掲げる職にあつた期間が通算して二年以上になる者
- 三 法附則第八項の規定に該当する者
- 四 その他文部科学大臣が前三号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

(司書補の講習の受講資格者)

第四条 司書補の講習を受けることができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者（法附則第十項の規定により大学に入学することのできる者に含まれる者を含む。）とする。

(司書の講習の科目の単位)

第五条 司書の講習において司書となる資格を得ようとする者は、次の表の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち二以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	二
	図書館概論	二
	図書館制度・経営論	二
	図書館情報技術論	二
	図書館サービス概論	二
	情報サービス論	二
	児童サービス論	二
	情報サービス演習	二
	図書館情報資源概論	二
	情報資源組織論	二
	情報資源組織演習	二
乙群	図書館基礎特論	一
	図書館サービス特論	一
	図書館情報資源特論	一
	図書・図書館史	一
	図書館施設論	一
	図書館総合演習	一
	図書館実習	一

2 司書の講習を受ける者がすでに大学（法附則第十項の規定により大学に含まれる学校を含む。）において修得した科目の単位であつて、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもつて前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

3 司書の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第一項に規定する科目の履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもつてこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

(司書補の講習の科目の単位)

第六条 司書補の講習において司書補となる資格を得ようとする者は、次の表に掲げるすべての科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

科目	単位数
生涯学習概論	一
図書館の基礎	二
図書館サービスの基礎	二
レファレンスサービス	一
レファレンス資料の解題	一
情報検索サービス	一
図書館の資料	二
資料の整理	二
資料の整理演習	一
児童サービスの基礎	一
図書館特講	一

2 司書補の講習を受ける者がすでに大学（法附則第十項の規定により大学に含まれる学校を含む。）において修得した科目の単位であつて、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもつて前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

3 司書補の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第一項に規定する科目の履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもつてこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

(単位の計算方法)

第七条 講習における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項に定める基準によるものとする。

（単位修得の認定）

第八条 単位修得の認定は、講習を行う大学が、試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

（修了証書の授与）

第九条 講習を行う大学の長は、第五条又は第六条の規定により、司書の講習又は司書補の講習について、所定の単位を修得した者に対して、それぞれの修了証書を与えるものとする。

2 講習を行う大学の長は、前項の規定により修了証書を与えたときは、修了者の氏名等を文部科学大臣に報告しなければならない。

（講習の委嘱）

第十条 法第五条第一項第一号の規定により文部科学大臣が大学に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適當と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

（実施細目）

第十二条 受講者の人数、選定の方法、講習を行う大学、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

第四章 準ずる学校

（大学に準ずる学校）

第十三条 法附則第十項の規定による大学に準ずる学校は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 大正七年旧文部省令第三号第二条第二号により指定した学校
- 二 その他文部科学大臣が大学と同等以上と認めた学校

（高等学校に準ずる学校）

第十四条 法附則第十項の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科に準ずる学校は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 旧専門学校入学者検定規程（大正十二年文部省令第二十二号）第十一条の規定により指定した学校

二 大正七年旧文部省令第三号第一条第五号により指定した学校

三 その他文部科学大臣が高等学校と同等以上と認めた学校

附 則 (略)

5 子どもの読書活動の推進に関する法律

公布 平成13年12月12日

平成十三年法律第百五十四号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策について

の計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

6 文字・活字文化振興法

平成17年7月29日

平成十七年法律第九十一号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十二条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

公布 令和元年6月28日

令和元年法律第四十九号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

- 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。
- 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一條第二項及び第十二條第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一條 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に關し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 柏市立図書館条例

昭和29年9月16日
条例第12号

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定により、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
柏市立図書館	柏市柏五丁目8番12号

2 図書館に次の分館を置く。

名 称	位 置
柏市立図書館 豊四季台分館	柏市豊四季台一丁目1番111号
柏市立図書館 田中分館	柏市大室249番地の1
柏市立図書館 西原分館	柏市西原三丁目2番48号
柏市立図書館 南部分館	柏市新逆井二丁目5番13号
柏市立図書館 布施分館	柏市布施1196番地の5
柏市立図書館 永楽台分館	柏市永楽台二丁目11番25号
柏市立図書館 増尾分館	柏市増尾三丁目1番1号
柏市立図書館 光ヶ丘分館	柏市光ヶ丘団地200番5号
柏市立図書館 新富分館	柏市豊四季945番地の1
柏市立図書館 高田分館	柏市高田693番地の2
柏市立図書館 根戸分館	柏市根戸467番地
柏市立図書館 新田原分館	柏市東柏二丁目2番15号
柏市立図書館 松葉分館	柏市松葉町四丁目11番地
柏市立図書館 藤心分館	柏市藤心四丁目1番11号
柏市立図書館 沼南分館	柏市大島田440番地1
柏市立図書館 高柳分館	柏市高柳1, 652番地10
柏市立図書館 こども図書館	柏市大島田48番地1

(職員)

第3条 図書館に館長、司書、司書補その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第4条 図書館法第14条第1項の規定により、図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は15人以内とし、協議会の委員の任命の基準は次に掲げる者の中から任命することとする。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 抄

附 則 (平成24年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に図書館協議会の委員に任命されている者は、改正後の第4条第2項の基準により図書館協議会の委員に任命された者とみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。

9 柏市立図書館条例施行規則

昭和57年11月20日

(教) 規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市立図書館条例（昭和29年柏市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「図書館資料」とは、図書、視聴覚資料、記録その他必要な資料をいう。

2 この規則において「電子書籍」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であつて、インターネットの利用その他の方によつて利用が可能な書籍として、教育委員会が指定するものをいう。

3 この規則において「図書館資料等」とは、図書館資料及び電子書籍をいう。

(業務)

第2条の2 柏市立図書館（以下「図書館」という。）は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規定する業務を行う。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

区分	開館時間
図書館	午前9時30分から午後5時まで。ただし、水曜日、木曜日又は金曜日であつて国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たらない日は、午前9時30分から午後7時まで
図書館分館（沼南分館、高柳分館及びこども図書館を除く。）	午前10時から午後5時まで
図書館分館（沼南分館、高柳分館及びこども図書館に限る。）	午前9時30分から午後5時まで

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
図書館及び図書館分館（豊四季台分館及びこども図書館に限る。）	1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは除く。） 2 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで 3 特別整理期間（年間14日以内で教育委員会が別に定める日をいう。以下同じ。）
図書館分館（豊四季台分館及びこども図書館を除く。）	1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、第3月曜日に限る。） 2 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで 3 特別整理期間

(図書館資料の紛失等の届出及び賠償)

第5条 図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、図書館資料を紛失し、汚損し、又は破損したときは、図書館資料紛失等届を教育委員会に提出するとともに、当該紛失し、汚損し、又は破損した図書館資料と同種の物（同種の物によることができない場合にあっては、当該図書館資料に相当する物又は相当の代価）により賠償しなければならない。

（館内利用）

第6条 利用者は、係員の指示に従うとともに、所定の場所において利用しなければならない。

（個人貸出し）

第7条 図書館資料等の個人貸出し（第11条に規定する団体貸出し以外のものをいう。）を受けようとする者は、教育委員会に利用者登録申込書を提出するとともに、本人であることを証明する書類を提示し、利用カードの交付を受けなければならない。

2 利用カードは、市内に居住し、通勤し、又は通学している者に対して交付する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

（利用カードの失効等）

第8条 利用カードは、交付の日以降利用しない日が引き続き3年に達したときは、その日限り失効するものとする。

2 利用カードの交付を受けた者は、利用者登録申込書の記載事項に変更があったとき又は利用カードを紛失し、若しくは破損したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 利用カードの交付を受けた者は、利用カードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（貸出冊数及び期間）

第9条 図書館資料等の貸出冊数は、1人につき、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、第1号及び第3号については、1人につき、合計して10点以内とする。

(1) 図書 10冊以内

(2) 視聴覚資料 2点以内

(3) 記録その他必要な資料 10点以内

(4) 電子書籍 2点以内

2 図書館資料等の貸出期間は、2週間とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、図書館資料等の貸出しを受けた者から当該図書館資料等の貸出期間の末日までに貸出期間の延長の申出があった場合で、当該図書館資料等について他に貸出しを希望している者がないときは、当該申出のあった日から2週間を限度として貸出期間を延長することができる。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、教育委員会は、第2項に規定する貸出期間（前項の規定による貸出期間の延長をした場合は、当該延長後の貸出期間）の末日後相当の期間を経過しても図書館資料を返却しない者に対しては、当該図書館資料を返却するまでは、新たな図書館資料の貸出し及び貸出期間の延長を行わないことができる。

（貸出しの制限）

第10条 教育委員会は、館外への貸出しを行わない図書館資料を指定することができる。

2 前項に規定する図書館資料の貸出しを希望する者は、教育委員会に特別貸出申込書を提出し、承諾を受けなければならない。

（団体貸出し）

第11条 教育委員会は、市内の官公署、学校、社会教育関係団体その他の団体に対する貸出し（以下「団

体貸出し」という。) をすることができる。

2 団体貸出しを利用しようとする者は、教育委員会に団体貸出利用申込書を提出し、承諾を受けなければならぬ。

3 団体貸出しの貸出冊数は1団体につき200冊以内とし、その貸出期間は1か月とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(宅配等による貸出し)

第12条 教育委員会は、身体障害、ねたきりの状態その他の理由で来館できない者に対し、図書館資料を宅配又は郵送により貸し出すことができる。

(寄贈の手続)

第13条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け、一般の利用に供することができる。

2 図書館資料を寄贈しようとする者は、教育委員会に寄贈申込書を提出し、承諾を得なければならない。

(図書館協議会)

第14条 条例第4条に規定する図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 抄

附 則(令和4年教育委員会規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年1月24日から施行する。

(柏市教育委員会行政組織規則の一部改正)

2 柏市教育委員会行政組織規則(昭和54年柏市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2市立図書館の項サービス担当の目第6項から第8項までの規定中「図書館資料」を「図書館資料等」に改める。

10 柏市立図書館資料等複製物提供要領

制定 平成24年6月1日

施行 平成24年6月1日

1 趣旨

この要領は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1号の規定により市立図書館が行う図書館資料の複製物（以下「複製物」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

2 複製

この要領において複製できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 著作権法第31条第1項に規定する図書館資料
- (2) 著作権法第2条第1項第10号の3に規定するデータベース
- (3) 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で位置づけたもの。
- (4) 国立国会図書館及びガイドラインに準拠しない図書館等の複製については、該当館の規定による。

3 複製作業

複製にあたっては、著作権法第31条に基づき、職員が作業または監督にあたる。

4 申込書の提出

複製物の提供を受けようとする者は、申込書を教育委員会に提出するものとする。

5 実費徴収

複製物の提供に当たっては、1枚（A3判、B4判、A4判及びB5判）につき白黒10円、カラー40円の実費を徴収する。

6 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

1 1 柏市身体障害者等資料貸出要領

制定 平成26年11月1日

施行 平成26年11月1日

1 趣旨

この要領は、柏市立図書館条例施行規則（昭和57年柏市教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第12条の規定による身体障害、ねたきりの状態その他の理由で来館できない者に対する図書及び視聴覚資料（以下「図書館資料」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

規則第12条の規定による図書館資料の貸出しを受けることができる者は、本市に居住している者で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 重度身体障害者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく郵便の在宅投票が認められる程度の障害を有する者をいう。）
- (2) ねたきりの状態が続いている者、介添えがなければ日常生活に著しく困難を来す者
- (3) 教育委員会が特に必要と認める者

3 利用者の登録

図書館資料の貸出しを受けようとする者は、教育委員会に次に掲げる事項を届け出て、その登録を受けなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) その他必要な事項

4 利用の申込

前項の規定による登録を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、電話、ファクシミリ又は郵便等により申し込まなければならない。

5 経費の負担

図書館資料の貸出し及び返却に要する経費は柏市立図書館において負担する。

6 貸出冊数及び期間

図書館資料の貸出しあは、1人につき図書は10冊以内、視聴覚資料ごとにそれぞれ3点以内とし、貸出期間は1か月以内とする。

7 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

1 2 図書館資料選定会議設置要領

制定 平成20年9月10日

施行 平成20年9月10日

1 目的

この要領は、柏市立図書館における図書館資料の選定業務の円滑化を図るため、図書館資料選定会議（以下「選定会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 選定会議

- (1) 選定会議は、図書館サービス担当リーダーを長とし、一般図書、児童図書の各担当で図書館長が指名した職員により開催する。
- (2) 選定会議の開催日を一般図書担当は毎週水曜日、児童図書担当は毎月第2・4木曜日とする。

3 選定資料

選定会議で行う図書館資料の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般図書担当
 - ・一般図書全般
 - ・障がい者用資料
 - ・参考図書
 - ・郷土・行政資料
 - ・逐次刊行物（新聞及び雑誌）
 - ・視聴覚資料
- (2) 児童図書担当
 - ・児童図書全般
 - ・参考図書
 - ・郷土・行政資料
 - ・逐次刊行物（雑誌）
 - ・視聴覚資料

4 選定方針

図書館資料の選定方針は、別に定める「柏市立図書館資料収集方針」に基づき行うものとする。

5 資料の購入

図書館資料の購入は、選定会議で選定し、館長がこれを決定する。

6 補則

この要領に定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月10日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

1 3 柏市立図書館団体貸出取扱要領

制定 平成28年4月1日

施行 平成28年4月1日

1 趣旨

この要領は、柏市立図書館条例施行規則第11条の規定による団体貸出し（以下「団体貸出し」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象

団体貸出しは、市内の官公署、学校、社会教育団体、その他の団体を対象とする。

3 利用カードの交付等

（1）団体貸出しを利用しようとする者は、教育委員会に団体貸出利用申込書を提出し、承諾を得て、利用カードの交付を受けることができる。

（2）団体の代表者が交替又は申込内容に変更が生じた場合は、団体貸出利用変更届を提出するものとする。

4 図書の貸出

（1）利用する団体が図書の貸出しを受ける場合は、事前に団体貸出利用申請書を提出するものとする。

（2）図書の貸出しは、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び休館日を除く日とする。

5 貸出冊数及び期間

団体貸出しの貸出冊数は、1団体につき200冊以内（視聴覚資料は除く）とし、利用期間は1か月以内とする。ただし、教育委員会が認めたときはこの限りではない。

6 図書の管理等

（1）団体貸出しを受ける者は、教育委員会の指示に従い、代表者は、図書の保管及び運用についてその責任を負うものとする。

（2）図書の運搬は、登録団体が行い、運搬に要する箱等は、団体が用意することとする。

7 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

1 4 柏市立図書館寄贈資料に関する取扱い基準

制定 平成26年7月1日

施行 平成26年7月1日

1 趣旨

この基準は、柏市立図書館に寄贈申出があった資料の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い方針

取扱いに際しては、次に規定する項目に基づき行うものとする。

(1) 受領の際には、柏市立図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）に準拠したもののみを受領する。

(2) 受領の際には、受領後の処理判断を館長に一任することを寄贈申出者が了承したうえで受領する。

3 受領することができる資料

(1) 「収集方針」に準拠し、原則として出版後、5年以内のものを受領する。

(2) 郷土に関する図書・古文書・パンフレット類・雑誌等は、出版年に関わらず受領することを原則とする。

(3) その他、館長が必要と認める資料

4 受領しない資料

「収集方針」に準拠するものであっても、次の資料は受領しない。

(1) 政治・宗教の布教及び特定の企業の営業等を目的とした内容の資料

(2) 既に蔵書として登録してあるものと同一資料で、複本として受領する必要性を持たない資料

(3) 新聞・雑誌・パンフレット等で資料的価値を持たない資料

(4) 汚損、毀損又は書き込みのある資料

(5) 時間の経過により内容が古くなり、資料的価値の無くなった資料

(6) 視聴覚資料及び視聴覚資料が附属資料として附いている資料。ただし、地域資料として収集・保存する価値のあるもの及び官公庁が刊行する公共的価値のあるものは除く。

(7) その他、館長が必要と認めない資料

5 受領の条件

次に掲げる項目を条件として受領する。

(1) 2(2)の条件が了承できない場合には、受領しないで返却する。

(2) 図書館に予告なく郵送等により寄贈された場合には、寄贈の意思が確認できる書類等があるか、または取扱いの条件がないか確認し受領する。

(3) 寄贈資料の取扱い上の条件（蔵書としない場合は寄贈しない等）がある場合には、受領しないで返却する。

6 受領の手続き

「図書館資料等寄贈申込書」に記入のうえ資料とともに提出されたものを受領する。ただし、大量に資料がある場合には、事前にリストの提出を求めることができる。

7 受領後の取扱い

(1) 受領した寄贈資料は、「収集方針」「柏市立図書館資料除籍基準」に照らし合わせ、選定会議で蔵書とするものを選択し、館長の決裁により決定する。

- (2) 藏書とする資料について、必要のあるものは寄贈礼状を送付する。
- (3) 藏書とする資料は、資料コード、分類ラベル等を貼付し、寄贈受入登録をする。
- (4) 藏書としない資料は、リサイクル資料または廃棄処分とする。
- (5) 「図書館資料等寄贈申込書」及び寄贈資料の添付文書は別に5ヶ年保存する。

附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

15 柏市立図書館貸出停止基準

制定 平成26年10月1日

施行 平成26年10月1日

1 趣旨

この基準は、柏市立図書館条例施行規則（昭和57年柏市教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第9条第4項に規定する図書館資料の貸出停止について、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出停止の対象者

柏市教育委員会（以下「教育委員会」という）は、柏市立図書館（以下「図書館」という。）利用者のうち、図書館資料を貸出期間の末日から4週間経過しても返却しない利用者に対し、貸出しを停止することができる。

3 貸出停止の例外

教育委員会が、貸出停止の対象外とすることに相当の理由があると認めた場合は、貸出しの停止を行なわないものとする。

4 貸出停止の解除

次の各号のいずれかに該当したときは、教育委員会は貸出停止を解除するものとする。

- (1) 貸出停止を受けることになった資料を賠償したとき。
- (2) その他、教育委員会が貸出停止を解除することを適当と認めたとき。

5 督促

教育委員会は貸出期間を過ぎても返却しない利用者及び図書館資料を亡失又は毀損し、賠償する旨の届出をしたにもかかわらず、賠償をしない利用者に対し、資料の返却及び賠償を求めるために督促を行なう。

6 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から施行する。

1 6 柏市立図書館利用者用インターネットパソコン利用規約

制定 平成20年10月1日

施行 平成20年10月1日

1 趣旨

この規約は、柏市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者用に設置するインターネットパソコン（以下「パソコン」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

2 目的

端末は、出版・流通情報及びインターネット上にある各種データベースのうち調査研究に資する情報にアクセスできる環境を利用者に提供することにより、学習支援をすることを目的とする。

3 利用の範囲

利用の範囲は次のとおりとする。

- (1) 柏市ホームページの閲覧（柏市が開設する全てのサイトを含む。）
- (2) 図書館の蔵書検索
- (3) 図書館が選定した情報サイトの閲覧
- (4) その他調査研究のために必要なホームページの閲覧
- (5) 図書館所蔵の視聴覚資料の視聴

4 利用者

利用者は、図書館の利用カードの交付を受けた小学生以上の者とする。

5 利用時間

パソコンの利用時間は、図書館の開館時間内において利用者一人につき1回当たり30分以内とする。

ただし、次の利用者が待機していない場合は、利用時間を30分を限度として延長することができる。

6 利用手続

パソコンを利用しようとする者は、利用しようとする日に、受付カウンターに利用カードを提示して申し出なければならない。

7 職員の補助

図書館の職員は、必要に応じて、パソコンの利用者に対し、操作方法の説明その他必要な補助をするものとする。ただし、当該利用者の依頼を受け、情報を検索することはしない。

8 利用料

パソコンの利用に係る費用は、無料とする。

9 利用制限

利用者は、パソコンの利用に際して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) E-MAILの送受信、掲示板等への書き込み、ショッピング、ゲームなど、閲覧以外の行為
- (2) 画面のプリントアウト
- (3) 3項の(5)に挙げたものを除く映像資料、録音資料の視聴
- (4) 画像やソフトウェア等のダウンロード
- (5) 外部記憶メディアの接続
- (6) カメラによる画面の複写
- (7) 有料サイトや公序良俗に反すると判断されるホームページへの接続

(8) 図書館のパソコンへのデータ保存, 設定の変更等ハードディスクへの書き込み行為

1.0 利用者の責任

利用者が不正な操作等により, 機器やデータ等に損害を与えた場合には, 利用者はその責任を負うものとする。

1.1 利用の中止

図書館長は, 利用者がこの規約に違反した場合には, 利用を中止させることができる。

1.2 その他

この規約に定めるもののほか, パソコンの利用について必要な事項は, 図書館長が別に定める。

附 則

この規約は, 平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規約は, 平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規約は, 平成27年6月1日から施行する。

17 柏市立図書館無線 LAN サービス利用規約

(ジェイコム [共用 Wi-Fi サービス] 利用規約)

制定 令和2年9月1日

施行 令和2年9月1日

(利用規約の適用)

第1条 柏市立図書館は、この「柏市立図書館無線 LAN サービス利用規約（以下「利用規約」という。）」に基づき、柏市立図書館が設置した機器による無線 LAN インターネット接続サービス（以下「端末接続サービス」という。）を提供します。端末接続サービスの利用にあたっては、利用規約を了承したものとする。

(サービスの目的)

第2条 端末接続サービスは、柏市立図書館利用者に対し、資料の検索、情報の収集、文書作成などの利便性向上を図るために提供するものとする。

(サービスの対象者)

第3条 柏市立図書館本館内での利用について、2に掲げる目的のために接続機能を搭載した端末を使用する者を対象とする。

(サービスの内容)

第4条 端末接続サービスは IEEE802.11a/b/g/n 規格を用い、利用者持参端末を無線 LAN でインターネットに接続する無料サービスであり利用できるインターネットのサービスは次のとおりとする。

- (1) インターネットエクスプローラーなどのブラウザによるホームページ閲覧
- (2) メールの送信や受信
- (3) 資料ファイルなどのダウンロード

注1) すべての端末で接続できることを保証するサービスではない。

注2) 柏市立図書館では、接続に関するサポートは行わない。

注3) 上記のサービスを無制限で使用できるものではない。回線の状態などにより通信量に制限がある場合がある。

(利用時間・場所)

第5条 端末接続サービス提供時間は、柏市立図書館本館の開館時間とする。利用場所は、2階の参考資料室、読書席、第2会議室とする。

(利用手続き)

第6条 端末接続サービスを利用する場合は、SSDIを選択、フォームに有効なメールアドレスを入力し当該メールアドレスに送付されたメッセージ内のリンクにアクセスするものとする。接続方法は、別紙接続ガイドを参照するものとする。

(無線 LAN 利用のための準備等)

第7条 サービス利用者は無線 LAN の利用にあたり、無線 LAN への接続機能を搭載した端末、電源、Wi-Fi ブラウザ等はサービス利用者自身が用意するものとする。なお、無線 LAN への接続端末については、利用者自身でセキュリティ対策を行うものとする。

(禁止事項)

第8条 無線 LAN サービスの利用にあたり、次の行為と柏市立図書館が認める場合は使用を禁止する。

- (1) 他者の著作権, 財産, プライバシーその他の権利を侵害する行為, 又は侵害するおそれがある行為
 - (2) 他者を誹謗, 中傷する行為, 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為, 又は公序良俗に反する情報を他者に提供する行為
 - (3) 上記(1), (2)の他, 他者に不利益若しくは損害を与える行為, 又はそのおそれがある行為
 - (4) 第三者になりすまして, 端末接続サービスの利用手続きを行う行為, 又は端末接続サービスを利用する行為
 - (5) 端末接続サービスの接続S S I D及び接続パスワードを不正に利用する行為
 - (6) 端末接続サービスの運営を妨げ, 若しくはその信用を毀損（きそん）する行為
 - (7) 利用手続きを行わずに端末接続サービスを利用しようとする行為
 - (8) 端末接続サービスの機器に障害を与える行為, 又はそのおそれがある行為
 - (9) 犯罪的行為, 又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
 - (10) 通信販売, 連鎖販売取引, 業務提供誘因販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメール等を送付する行為
 - (11) ファイル共有ソフトの使用等著しく大量のデータを送信する行為
 - (12) その他, 柏市立図書館が不適切と判断する行為
- (利用承認の取り消し)

第9条 利用者が第8条各項に該当する行為や本規約に違反した場合は, 事前に通告することなく, 直ちに当該利用者の端末接続サービスの利用を停止又は取り消しすることができる。また, 無線LANの利用中止により, 利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても, 柏市立図書館は一切の責任はないものとする。なお, 利用中止者の次回以降の利用を禁止するものとする。

(サービスの品質と免責事項)

第10条 端末接続サービスは, J : COM回線を用い, 小規模インターネット接続として標準的な構成で提供する。通常用いられる程度のセキュリティ対策（外部からの侵入防止対策, 接続端末間の通信の制限など）を実施しているが, 無線LANサービスに瑕疵のないことを保証するものではない。このため, 柏市立図書館は, 無線LANサービスの利用者（以下「利用者」という。）に対し, 下記に示すもの他一切の賠償責任を負わないものとします。

- (1) 柏市立図書館は, 無線LANサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について, その完全性, 正確性, 確実性, 有用性等につき, いかなる保証も行わないものとする。
- (2) 無線LANサービスの提供, 遅滞, 変更, 中止又は廃止, 無線LANサービスを通じて登録, 提供又は収集された利用者の情報の消失, 利用者のコンピューター等のコンピューターウイルス感染等による被害, データの破損, 漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について, 柏市立図書館は一切責任を負わないものとする。
- (3) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては, その理由にかかわらず当該利用者が費用を負担するものとする。
- (4) 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は, 利用者が行うものとする。無線LAN接続可能機器の種類, 基本ソフトウェア, ウェブブラウザ等により, 無線LANを利用できない場合があっても柏市立図書館は一切責任を負わないものとする。
- (5) 利用者が無線LANを利用したことにより他の利用者や第三者との間に紛争等が生じた場合は, 利用後であっても, 全て利用者個人が法的責任を負うものとし, 柏市立図書館は一切の責任を負わないものとする。

(6) 柏市立図書館は無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができる。

(通信履歴の保管)

第11条 通信業者は、利用者の通信履歴（以下「通信履歴」という。）を一定期間保管する。計数的なもの以外の通信履歴は、法令により開示を求められた場合や裁判所又は警察等の公的機関から要請に基づいて書面による正式な協力要請等があった場合を除いて、他の第三者のいずれにも公開しないものとする。

(端末接続サービスの停止及び中止)

第12条 端末接続サービスは保守点検の場合等、予告なく停止する場合がある。また、端末接続サービスを中止する場合がある。

(その他)

第13条 柏市立図書館は本サービスに関し、次の各項を行う場合があるものとする。

(1) 柏市立図書館は利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更する場合がある。また、利用規約に記載されていない点についても、必要に応じて運用ルールを定めことがある。

(2) 本サービス向上のため、利用に関するアンケートを実施する場合がある。

18 柏市立図書館資料収集方針

制定 令和3年4月1日

施行 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この方針は、柏市教育委員会が別に定める図書館の基本理念の実現のため、柏市立図書館の資料の収集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 資料の収集にあたっては、次を基本方針とする。

- (1) 市民の学びと生きる力を養うことを支える資料を収集する。
- (2) まちや地域の魅力を生み出す活動を支える資料を収集する。
- (3) 地域情報の把握と収集に努め、柏市に関する専門図書館としての責務を果たす。
- (4) 図書館利用に係る障壁をなくしていくために、技術の進歩・普及に留意し、資料を収集する。

(留意事項)

第3条 資料を選定する際には、次に留意する。

- (1) 資料費と収容能力に限りがある中で、全分野にわたり基礎的・入門的なものから専門的なものまでバランスよく収集するよう努める。
- (2) 中立・公平な立場に立って選書を行う。
- (3) 特定分野への集中的なリクエストにより蔵書構成のバランスを損なわないよう留意し、複本についても抑制する。
- (4) 陳腐化・変化の速い分野については、最新の情報を提供できるように努める。
- (5) 客観性・科学的根拠・情報の新しさを考慮し、より正確な情報を提供できる資料を優先する。
- (6) 技術の進歩や社会情勢の変化により必要となる新たな知識や技能の習得(学び直し)の支援に努める。
- (7) リクエストに現れない潜在的な利用者や将来の利用者のニーズの予測に努める。
- (8) 地域の発展や活動を記録した資料が世代交代等により失われている。これらの資料を収集し、次世代に伝える役割を担う。
- (9) 積極的に地域に入り、地域の特色に基づいた資料・情報の収集に努める。
- (10) 分館が多くある特長を活かし、各分館毎に周辺地域の資料(ふるさと協議会や町会等の地域活動等を記録した資料)の保存・提供に努める。
- (11) 利用上の障壁を解消するために、技術の進歩・普及に合わせて、資料の形態や提供方法を選択する。
- (12) 近隣の図書館及び関係機関の蔵書に留意する。
- (13) 社会経済状況や地域の特長、蔵書の状況等を整理した上で、年次収集計画を定める。

(収集資料の種類)

第4条 収集する資料の種類は次のとおりとする

- (1) 図書(一般図書・参考図書・児童図書)
- (2) 逐次刊行物(新聞・雑誌等)
- (3) 官公庁出版物
- (4) 地域資料
- (5) 視聴覚資料

(6) 障がいのある方のための資料

(7) 学校支援資料

(8) 外国語資料

(9) 電磁的記録情報

(10) マンガ

(11) その他必要と認められる資料

(種類別の収集方針)

第5条 資料の種類別収集方針については次のとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書は、基本方針に基づき、基礎的、入門的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集する。

イ 参考図書は、市民・事業者等の日常の調査研究のために必要な辞典、辞書、事典、年表、年鑑、目録、図鑑、地図、資料集、法令集等を幅広く収集する。

ウ 児童図書は、読書習慣の形成や読解力を養うことに役立つ図書や探求心を満たし、調べるために役立つように、各分野の図書を幅広く収集する。

(2) 逐次刊行物（新聞・雑誌等）

ア 新聞は、主要全国紙及び地元の地方紙を中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集に努める。なお、専門紙及び機関紙については、必要に応じて収集する。

イ 雑誌は、幅広い分野にわたり、児童及び青少年向きのものも含めて収集する。マンガ雑誌は、原則として収集しない。別冊及び増刊号は必要に応じて収集する。

ウ 年鑑及び年報は、一般図書又は参考図書として収集する。

(3) 官公庁出版物

ア 政府諸機関が発行する資料は、主要なものを収集する。

イ 地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する。

ウ 収集にあたっては、インターネットで公開されている資料であるかどうかも考慮する。

(4) 地域資料

ア 柏市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、会報、地図、写真等を可能な限り収集する。

イ 柏市に関わりのある著者の資料及び千葉県に関する資料は、図書等を中心に可能な限り収集する。

ウ デジタル化

希少な地域資料の原本を保存し、次世代に残すため、また、利活用につなげるためにデジタル化を行う。

(5) 視聴覚資料（CD・DVD等）

ア CDは、クラシック、ポピュラー、民族音楽、落語等の基本的作品及び代表的演者の作品を中心に収集する。

イ DVDは、ドキュメンタリー、映画、アニメーション、諸芸当、一定の評価を得ている作品を広範に収集する。なお、原則として、館外貸出の許諾を得られないDVDは、収集対象にしない。

(6) 障がいのある方のための資料

ハンデキャップに応じた資料を収集する。収集にあたっては、技術の進歩・普及に合わせて媒体・形態を選択する。

(7) 学校支援資料

利用頻度が少なく各学校で揃えることが困難な資料及び地域学習等で使用する学校周辺の地域資料を中心に収集する。収集にあたっては、学校との連携を図りながら充実を図っていく。

(8) 外国語資料

日本文化の理解や地域での生活に役立つ資料を収集する。

(9) 電磁的記録情報

地域資料については、デジタル情報についても積極的に収集する。

(10) マンガ

評価が定まっているものを、必要に応じて、収容能力も考慮して収集する。

(11) その他必要と認められる資料

上記(1)～(10)に定めるもののほか、必要に応じて収集する。ただし、極めて高度な専門書・学術書、学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類は、原則として収集しない。

(資料収集方法)

第6条 資料の収集方法は、購入を原則とし、必要とする資料の収集に最も適した方法により行うものとする。特に前条第4号に規定する地域資料については寄贈の活用の他、地域との連携を図りながら収集するものとする。

(収集した資料の活用)

第7条 収集した資料の活用に当たっては、第2条の基本方針を踏まえ、学校教育、社会教育との連携を図り、本市の地域づくり活動につなげるよう努めるものとする。

(資料選定会議)

第8条 収集する資料は、この方針に基づき図書館員で構成する資料選定会議を経て図書館長が決定する。

(収集方針の公開及び見直し)

第9条 この収集方針は、広く市民に公開する。また、社会経済状況や価値観が変化し続けていくことを考慮し、常に検討を重ね、必要に応じて見直すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、令和3年4月1日から施行する。

(旧収集方針の廃止)

2 次に掲げる方針は廃止する。

柏市立図書館資料収集方針（平成20年10月16日施行）

19 柏市立図書館資料除籍基準

制定 昭和59年3月1日

施行 昭和59年3月1日

(目的)

第1条 この基準は、柏市立図書館における図書館資料の除籍に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 書架の合理的な運営を図り、利用しやすい蔵書構成を維持するために、図書館資料の除籍を行う。

(除籍対象資料)

第3条 除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 亡失

- ア 資料点検の結果所在不明となった資料で3年以上所在不明のもの
- イ 貸出資料のうち督促等の努力をしたにもかかわらず3年以上回収不能なもの
- ウ 利用者が紛失、汚損又は破損した資料で現品での弁済が不可能なもの
- エ 不可抗力による災害、その他事故などにより亡失したもの

(2) 不用

- ア 汚損、破損が著しく、補修が不可能な資料で、同類資料のあるもの
- イ 時間の経過によって内容が古くなり、資料価値のなくなったもの
- ウ 利用が著しく低下し、新たな資料で代替できるもの
- エ 不必要となった複本

(3) 数量更正

資料を分冊または合冊し、資料数が増減するもの

(除籍対象外資料)

第4条 次の各号に掲げる資料については、原則として除籍の対象としない。

(1) 地域資料で複本がないもの

(2) 入手が困難で、資料価値の高いもの

(除籍の決定)

第5条 除籍の決定は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 除籍にあたっては、除籍基準に基づき除籍資料の選定を行うものとする。

(2) 館長は、前号の選定結果に基づき除籍を決定するものとする。

(除籍処理)

第6条 除籍を決定した資料の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 図書館資料マスターを抹消する。

(2) 除籍図書館資料明細書を作成する。

(3) 図書館資料の図書番号（バーコード）を抹消する。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、図書館資料の除籍に関する事項については、館長が別に定める。

附 則

この基準は、昭和59年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

令和4年度 図書館年報

令和5年3月31日発行

編集・発行 柏市教育委員会

柏市立図書館

〒277-0005

柏市柏5丁目8番12号

TEL. 04 (7164) 5346

